

大阪市国民保護計画

令和 7年 4月

大 阪 市

目 次

第 1 編	総 論	
第 1 章	総則	1
1	計画の目的	
2	計画の対象	
3	市の責務	
4	計画に定める事項	
5	計画の見直し	
6	計画の変更手続	
7	実施マニュアルの作成等	
第 2 章	基本方針	3
1	基本的人権の尊重	
2	市民の権利利益の迅速な救済	
3	市民に対する情報提供	
4	関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保	
5	市民の協力	
6	指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	
7	高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
8	保護措置等に従事する者等の安全の確保	
9	地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用	
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱	5
1	地方公共団体	
2	指定地方行政機関	
3	指定（地方）公共機関	
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	
第 1 節	地勢	9
第 2 節	気候	9
第 3 節	人口	11
1	常住人口	
2	昼間人口	

3	外国人住民人口	
第4節	道路の位置等	1 5
1	主な自動車専用道路	
2	主な一般道路	
3	自動車保有台数	
第5節	鉄道、港湾、空港の位置等	1 5
1	鉄道	
2	港湾	
3	空港	
第6節	主な施設等	1 7
1	地下街・高層建築物	
2	石油コンビナート等	
3	自衛隊施設	
第5章	計画が対象とする事態	1 9
1	武力攻撃事態の類型	
2	緊急対処事態の事態例	
第6章	緊急対処事態への対処	2 1
1	基本的事項	
2	緊急対処事態対策本部	
3	緊急対処事態への対処にあたっての留意事項	
	(1) 国の事態認定前の対処	
	(2) 緊急対処事態における警報	
	(3) 市民生活の安定に関する措置の取扱い	
	(4) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する取扱い	

第2編

武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1節	市の実施体制	2 3
1	事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合	
	(1) 市対策本部	
	(2) 区対策本部	

2	原因不明の事案が発生した場合	
(1)	市危機事態連絡調整会議	
(2)	市災害対策本部・市危機事態対策本部	
(3)	区災害対策本部	
第2節	市国民保護対策本部等	25
1	市対策本部	
(1)	市対策本部の設置等	
(2)	市対策本部長等の職務	
(3)	市対策本部長の権限	
2	区対策本部	
(1)	区対策本部の設置等	
(2)	区対策本部長等の職務	
(3)	各部の支援	
3	現地調整所	
第3節	動員	39
1	動員種別	
2	動員の指令	
3	動員の報告	
4	応援職員の要請	
第4節	関係機関等との連携協力の確保	40
1	国・府の対策本部との連携	
2	府への措置要請等	
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
4	指定（地方）公共機関への措置要請	
5	他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託	
(1)	他の市町村に対する応援の要求	
(2)	府に対する応援の要求	
(3)	応援の要求にあたって明示する事項	
(4)	応援部隊の受入体制の整備	
(5)	事務の委託	
6	指定（地方）行政機関等に対する職員の派遣要請	
7	市の行う応援等	

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
- (2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援
- 8 市民の自発的な協力との連携

第2章 住民の避難

第1節 警報及び緊急通報	44
1 警報	
(1) 警報の伝達・通知	
(2) 伝達方法	
(3) 要配慮者への伝達	
(4) 警報解除の伝達・通知	
2 緊急通報	
(1) 武力攻撃災害の兆候の通知	
(2) 緊急通報の伝達・通知	
第2節 避難の指示・退避の指示	46
1 避難の指示	
2 退避の指示	
(1) 退避の指示者	
(2) 退避の指示に伴う措置	
(3) 屋内退避の指示	
(4) 安全の確保	
第3節 避難誘導	49
1 避難誘導の流れ	
2 避難実施要領の作成	
(1) 避難実施要領の作成	
(2) 避難実施要領の変更	
(3) 避難実施要領の伝達・通知	
3 避難住民の誘導	
(1) 市職員等による避難誘導	
(2) 関係機関等との連携	
(3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整	
(4) 避難行動要支援者への対応	

- (5) 安全の確保
- (6) 避難住民の復帰のための措置

第3章 避難住民等の救援

第1節 救援の実施 ----- 5 3

1 救援の実施

- (1) 市長による救援
- (2) 関係機関等との連携

2 救援の内容

- (1) 救援の基準等
- (2) 受入施設の供与
- (3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与
- (4) 医療救護の提供
 - (4)-1 初期初動医療救護活動
 - (4)-2 後方医療体制の確保
 - (4)-3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営
 - (4)-4 保健師等による健康相談
 - (4)-5 N B C 攻撃を受けた場合の医療活動
- (5) 被災者の捜索・救出
- (6) 遺体の処理、埋火葬
- (7) 電話その他の通信設備の提供
- (8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 住居障害物の除去

第2節 安否情報の収集・提供 ----- 6 4

1 安否情報の収集

- (1) 市長による収集
- (2) 収集の方法
- (3) 収集する対象と項目
- (4) 安否情報の整理

2 府知事に対する安否情報の報告

- (1) 報告方法
- (2) 安否情報の報告時期

- 3 安否情報の提供
 - (1) 安否情報の照会の受付
 - (2) 安否情報の回答
- 4 安否情報システムの利用
- 5 日本赤十字社に対する協力

第4章 武力攻撃災害への対処

第1節 市の役割 -----	7 0
1 武力攻撃災害への対処	
2 府知事への措置要請	
3 消防に関する措置	
第2節 応急措置等の実施 -----	7 0
1 緊急通報	
2 退避の指示	
3 警戒区域の設定	
(1) 設定者及び設定する要件	
(2) 設定方法	
4 消火・救助・救急活動	
(1) 消防の活動	
(2) 相互応援（受援及び応援）	
(3) 安全の確保	
(4) 関係機関による連絡会議の開催	
(5) 市民への協力要請	
第3節 生活関連等施設の安全確保 -----	7 4
1 生活関連等施設の安全確保	
(1) 生活関連等施設	
(2) 市の役割	
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止	
(1) 危険物質等に関する措置命令等	
(2) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容	
3 石油コンビナート等に係る災害への対処	
第4節 NBC攻撃による災害への対処 -----	7 9
1 市の役割	

- (1) 応急措置の実施
- (2) 国の方針に基づく措置の実施
- (3) 関係機関との連携
- (4) 市長の権限
- (5) 汚染原因に応じた対応
- (6) 職員の安全の確保

第5節 保健福祉・衛生 ----- 8 1

1 防疫活動

- (1) 感染症への対応
- (2) 環境衛生対策班の編成
- (3) 環境衛生対策班の任務
- (4) 防疫資器材等の調達

2 食品衛生活動

- (1) 食品衛生対策班の編成
- (2) 食品衛生対策班の任務
- (3) 検査資器材等の調達

3 飲料水衛生確保対策

4 避難住民等の健康維持活動

- (1) 巡回相談等の実施
- (2) 心の健康相談等の実施

5 福祉サービスの提供

- (1) 福祉ニーズの把握
- (2) 支援活動
- (3) 緊急入所等

6 応援要請

7 動物の保護等に関する配慮

第6節 廃棄物の処理 ----- 8 5

1 ごみの処理

- (1) 作業計画の策定
- (2) 一時集積
- (3) 処理・処分
- (4) 応援要請

2	がれき等の処理	
(1)	作業計画の策定	
(2)	一時集積	
(3)	処理・処分	
(4)	応援要請	
3	し尿の処理	
(1)	作業計画の策定	
(2)	トイレの設置及びし尿の収集	
(3)	処理・処分	
(4)	応援要請	
第7節	被災情報等の収集・報告・公表等	88
1	被災情報の収集及び共有	
2	被災情報の報告	
3	公表・情報提供等	
第5章	市民生活の安定	90
1	生活関連物資等の価格安定	
(1)	生活関連物資等の価格の調査・監視	
(2)	関係法令に基づく措置	
2	避難住民等の生活安定等	
(1)	被災児童生徒等に対する教育	
(2)	公的徴収金の減免等	
(3)	就労状況の把握と雇用の確保	
3	生活基盤等の確保	
(1)	水の安定的な供給	
(2)	施設の適切な管理	

第3編

平素からの備え

第1章 組織・体制の整備

第1節	市における組織・体制の整備	92
1	24時間即応体制の確立	
2	動員体制・連絡網の整備	

3 消防等の体制

第2節 関係機関との連携 -----	9 2
1 連携体制の整備	
(1) 関係機関等の連絡先一覧の作成等	
(2) 関係機関等との情報共有	
(3) 相互応援体制等の整備	
2 自主防災組織等との連携	
第3節 研修 -----	9 3
第4節 情報収集・提供 -----	9 3
1 情報収集・提供のための体制の整備	
2 危機管理総合情報システムの整備	
3 非常通信体制の確保・整備	
第5節 広報・啓発 -----	9 4
第6節 訓練 -----	9 5
第7節 備蓄等 -----	9 5
1 市における物資及び資材の備蓄・整備	
(1) 防災のための備蓄の活用	
(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材	
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
(1) 施設及び設備の整備及び点検	
(2) ライフライン施設の機能性の確保	

第2章 避難・救援・災害対処

第1節 避難 -----	9 7
1 基礎的資料の準備	
2 警報の伝達・通知	
(1) 警報の伝達・通知先の確認	
(2) 府警察との連携	
(3) 伝達ルート確保	
(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	
(5) 伝達方法の住民への周知	
(6) 新たな伝達手段の検討	

3	避難誘導	
(1)	避難実施要領のパターンの作成	
(2)	避難行動要支援者の避難誘導	
(3)	近隣市との連携の確保	
4	避難施設	
(1)	避難施設の指定	
(2)	指定にあたっての留意事項	
(3)	指定手続	
(4)	変更・解除手続	
(5)	指定情報の共有化と周知	
5	運送の確保	
第2節	救援	99
1	救援に関する基本的事項	
(1)	基礎的資料の準備	
(2)	関係機関との調整	
2	安否情報の収集・整理・提供	
(1)	安否情報収集のための体制整備	
(2)	安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	
第3節	災害対処	100
1	被災情報の収集・連絡体制の整備	
2	生活関連等施設の安全確保	
(1)	生活関連等施設の把握	
(2)	市が管理する公共施設等における警戒	
第3章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	
第1節	意義	101
第2節	赤十字標章等	101
1	内容	
2	交付及び管理	
第3節	特殊標章等	103
1	内容	
2	交付及び管理	

第4編		復旧等
第1章 施設の応急復旧		
第1節	基本的事項	105
1	復旧のための体制・資機材の整備	
2	応急復旧の実施	
3	通信手段の確保	
4	府等に対する支援要請	
5	主要施設の応急復旧	
第2章 武力攻撃災害の復旧		
第1節	国における所要の法制の整備	107
第2節	所要の法制が整備されるまでの復旧	107
第3章 保護措置に要した費用の支弁等		
第1節	保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	108
1	国に対する負担金の請求方法	
2	関係書類の保管	
第2節	損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てん	108
1	損失補償	
2	実費弁償	
3	損害補償	
4	総合調整及び指示に係る損失の補てん	
第4章 市民の権利利益の救済に係る手続等		
第1節	市民の権利利益の迅速な救済	109
第2節	市民の権利利益に関する文書の保存	110

○ 用語集

第 1 編 総論

第 1 章

総則

1 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 35 条及び第 182 条の規定に基づき、武力攻撃事態等における避難、救援、武力攻撃災害への対処などの国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）等の実施に関する基本的な枠組みを定めることにより、本市域において、その的確かつ迅速な実施を図り、武力攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

2 計画の対象

この計画は、本市域に居住する者はもとより、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の発生の際に、通勤、通学、旅行などで本市域に滞在する者や、市町村域を越えて本市域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。（以下、それらの者を「市民」という。）

3 市の責務

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び大阪府国民保護計画（以下「府計画」という。）を踏まえ、この計画に基づき、市民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら保護措置及び緊急対処保護措置（以下「保護措置等」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する保護措置等を総合的に推進する。

4 計画に定める事項

この計画においては、国民保護法第 35 条第 2 項及び第 182 条第 2 項に基づき、次の事項について定める。

- (1) 市域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項

- (2) 市が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する保護措置に関する事項
- (3) 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市域に係る保護措置等に関し市長が必要と認める事項

5 計画の見直し

この計画については、今後、国における保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、府計画の見直し、保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。計画の見直しにあたっては、大阪市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

6 計画の変更手続

計画の変更にあたっては、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市協議会に諮問するとともに、府知事に協議のうえ計画を変更し、市会に報告し、公表するなど、計画作成時と同様の手続をとる。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問、府知事への協議は行わない。

7 実施マニュアルの作成等

本計画に基づく措置を円滑に実施するため、別途具体的な実施手順などを定める「実施マニュアル」を作成する。

実施マニュアルの作成・変更にあたっては、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。また、計画と同様、不断の見直しを行う。

なお、計画や実施マニュアルの作成にあたっては、大阪市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）や大阪市危機管理指針（以下「危機管理指針」という。）等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。

第2章

基本方針

市は、以下の事項を基本方針とし、特にこれらの事項に留意して、保護措置等を実施する。

1 基本的人権の尊重

保護措置等の実施にあたっては、日本国憲法の保障する自由と権利を最大限に尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済

保護措置等の実施に伴う損失補償、保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 市民に対する情報提供

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、市民に対し、保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保

国、府、近隣市町村並びに指定（地方）公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力

保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないことに留意する。

また、避難や救援などにおいて市民の自発的協力が得られるよう、平素から広報・啓発等に努める。

6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定（地方）公共機関の保護措置等の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態

等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する保護措置等については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

7 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。

また、保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の趣旨を踏まえ、的確に実施する。

8 保護措置等に従事する者等の安全の確保

保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。

9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分があることから、保護措置等の実施に際しては、地域防災計画、危機管理指針その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

また、自主防災組織等の充実・活性化などに努めるなど地域防災力のより一層の強化を図る。

第3章

関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置等に関し、市、府、指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

1 地方公共団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
府	1 府計画の作成 2 府協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、府の区域を 越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域 の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の府民生活の安定

	に関する措置の実施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の保護措置等及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の要請 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
大阪労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 ライフライン（電気、ガス、工業用水道）の復旧対策 2 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策

近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
大阪管区气象台	1 気象状況の把握及び気象情報の提供
第五管区海上保安本部 (大阪海上保安監部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

3 指定（地方）公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び旅客の運送の確保 2 緊急物資の運送及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い

電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設及び道路 の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の 確保を通じた信用秩序の維持

第4章

市の地理的、社会的特徴

第1節 地勢

本市は、東経135度22分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央部にあり、令和5年10月1日時点の面積は225.33km²である。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原の両市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の各市に接し、いわゆる摂河泉の連山が起伏をめぐらす大阪平野の要地を占め、近畿地方の海陸交通の要衝をなしている。

地形は、市の中央部からやや東寄りを南北に縦貫する南北9km、東西2kmにわたる上町台地とその周辺をめぐる低地からなり、市街は概ね平地である。

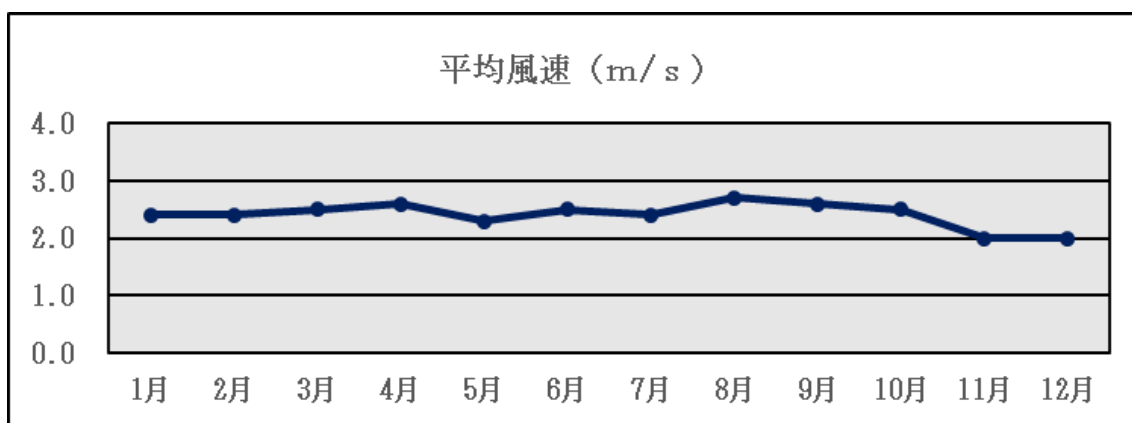
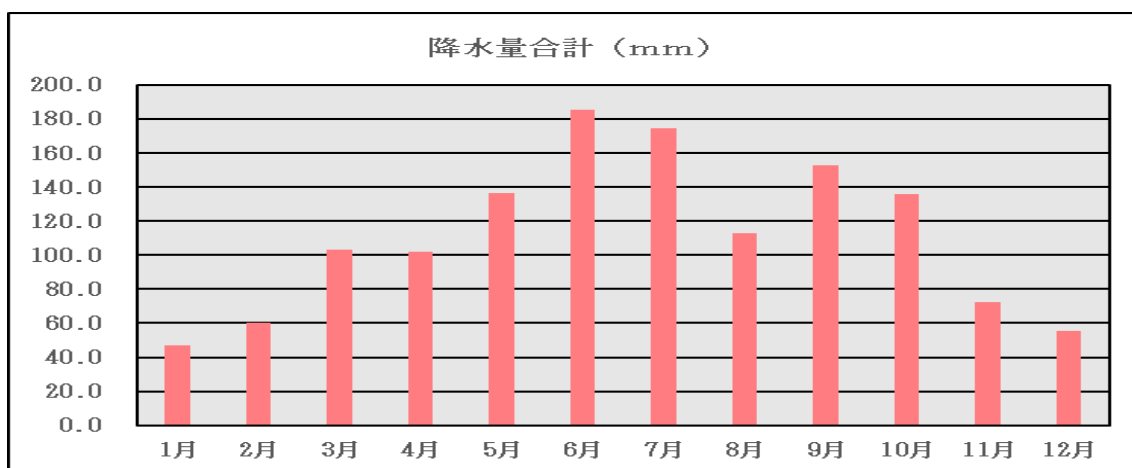
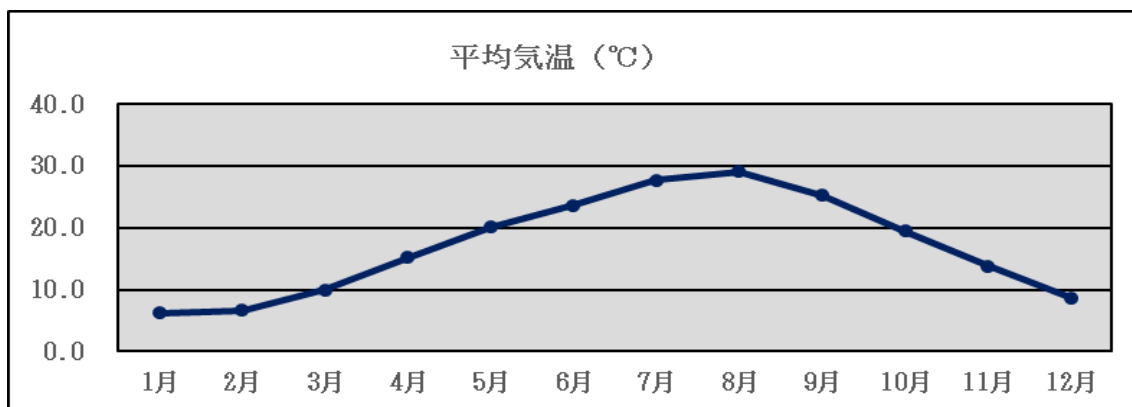
また、本市は、「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は、本市の東北部で分流して淀川本流、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、尻無川、木津川等となってそれぞれ大阪湾に注いでいる。

第2節 気候

本市は、その位置、地勢から気候は概ね温和で、いわゆる瀬戸内性気候に属し、平年値（1991～2020年）では気温は年平均17.1℃であり、風向は、冬期には西ないし北西の風がかなり吹くことがあるが、概して北東又は西の風が多く、風速は年平均2.4m/s程度である。

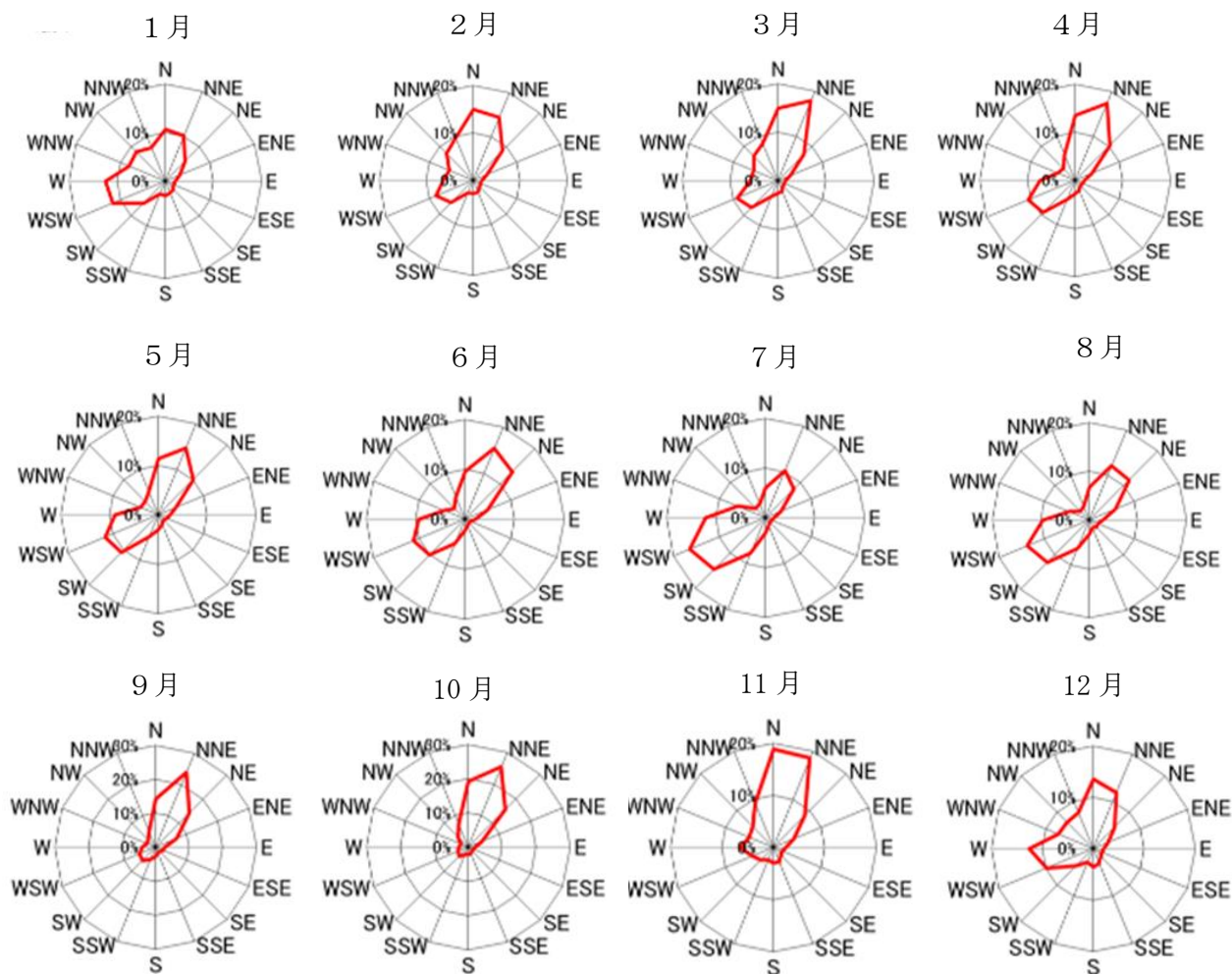
降水量は、梅雨期の6、7月に最も多く、ついで台風と秋の長雨を含む9月となっており、冬期が最も少ない。

【気温・降水量・風速の概況】



(資料：気象庁ホームページより)

【風向の出現率】



(資料：大阪管区気象台ホームページより)

第3節 人口

1 常住人口

令和2年国勢調査結果における本市の人口は275万2412人で、男女別にみると、男132万6875人、女142万5537人である。行政区別にみると、平野区が19万2152人と最も多く、次いで、淀川区が18万3444人、東淀川区17万7120人、城東区が16万9043人、住吉区が15万3056人などとなっている。

また、人口密度は、1平方キロメートルあたり1万2216人である。

本市人口の年齢構成をみると、15歳未満の年少人口は、29万649人（総人口の11.0%）、15歳から64歳の生産年齢人口は168万6757人（同63.5%）、65歳以上の老年人口は67万6821人（同25.5%）である。

人口の区分分布

(単位：km²・人・世帯)

(令和2年10月1日)

区 名	面 積	世帯数	人口総数			人口密度 (1km ² あたり)
			総数	男	女	
総数	225.32	1,469,718	2,752,412	1,326,875	1,425,537	12,216
北	10.34	85,785	139,376	67,805	71,571	13,479
都島	6.08	56,944	107,904	51,763	56,141	17,747
福島	4.67	42,631	79,328	37,633	41,695	16,987
此花	19.28	32,318	65,251	31,610	33,641	3,384
中央	8.87	67,139	103,726	48,676	55,050	11,694
西	5.21	63,874	105,862	49,586	56,276	20,319
港	7.86	42,612	80,948	39,498	41,450	10,299
大正	9.43	29,859	62,083	30,164	31,919	6,584
天王寺	4.84	42,163	82,148	37,988	44,160	16,973
浪速	4.39	53,297	75,504	38,393	37,111	17,199
西淀川	14.21	46,266	95,864	47,067	48,797	6,746
淀川	12.64	104,193	183,444	91,327	92,117	14,513
東淀川	13.27	99,699	177,120	86,660	90,460	13,347
東成	4.54	45,487	84,906	40,341	44,565	18,702
生野	8.37	67,616	127,309	60,309	67,000	15,210
旭	6.32	45,303	89,670	42,676	46,994	14,188
城東	8.38	82,712	169,043	80,220	88,823	20,172
鶴見	8.17	48,884	112,691	53,166	59,525	13,793
阿倍野	5.98	53,649	110,995	51,160	59,835	18,561
住之江	20.68	59,913	120,072	57,611	62,461	5,806
住吉	9.40	78,098	153,056	71,193	81,863	16,283
東住吉	9.75	62,025	127,849	60,161	67,688	13,113
平野	15.28	92,872	192,152	90,568	101,584	12,575
西成	7.37	66,379	106,111	61,300	44,811	14,398

(計画調整局 「令和5年版 大阪市統計書」より)

2 昼間人口

令和2年国勢調査による本市の昼間人口は、353万4521人である。人口の流入・流出状況をみると、就業・通学のため市外から本市へ流入する人口は101万8178人（就業者94万8008人、通学者7万170人）で、一方、本市から市外へ流出する人口は23万6069人であり、その結果、流入超過人口は、78万2109人となっている。

区別昼間流動人口

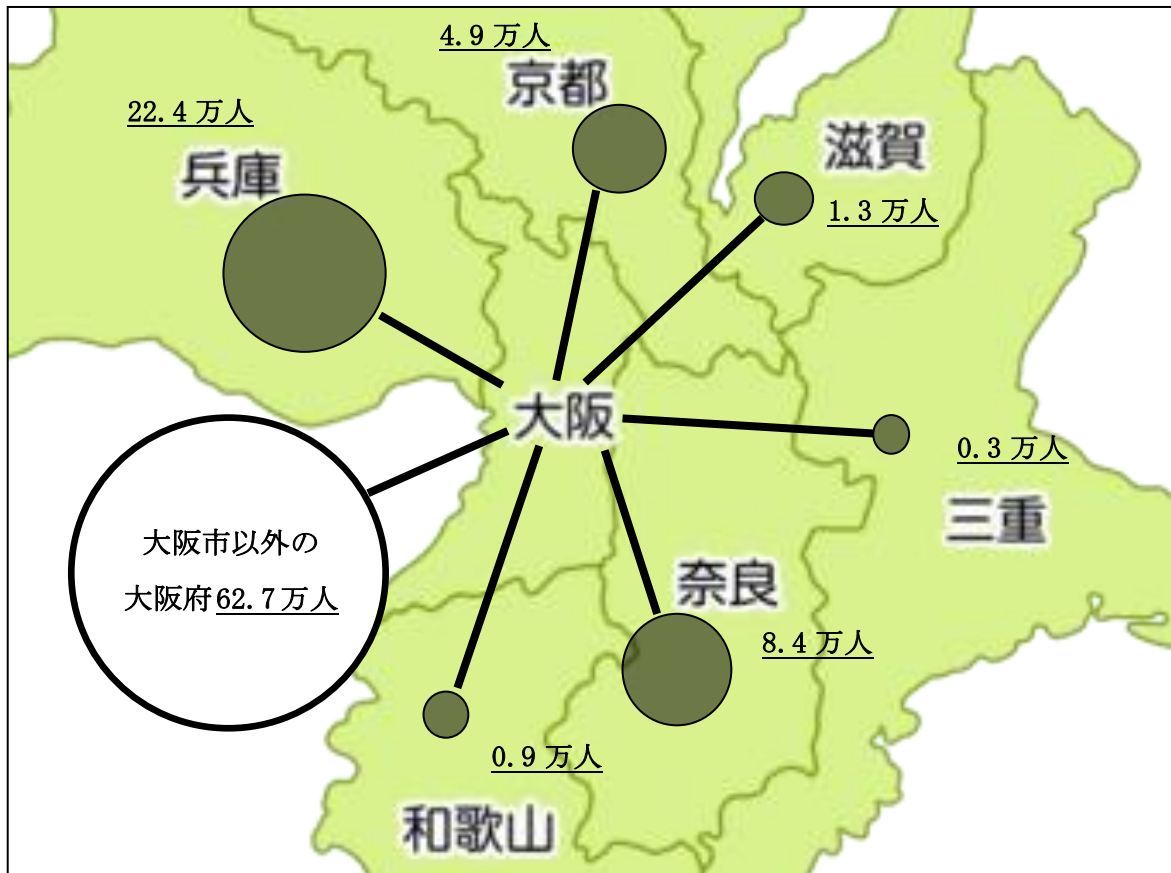
(単位：人)

令和2年10月1日現在

区 名	夜間人口	流入人口	流出人口	流入超過人口	昼間人口	昼夜間人口比率
総 数	2,752,412	1,018,178	236,069	782,109	3,534,521	128.4
市内流動	-	451,872	451,872		-	-
北	139,376	311,551	30,573	280,978	420,354	301.6
都 島	107,904	27,500	30,541	△ 3,041	104,863	97.2
福 島	79,328	36,213	24,246	11,967	91,295	115.1
此 花	65,251	32,875	15,580	17,295	82,546	126.5
中 央	103,726	367,067	21,591	345,476	449,202	433.1
西	105,862	100,217	26,747	73,470	179,332	169.4
港	80,948	23,649	20,037	3,612	84,560	104.5
大 正	62,083	16,711	13,756	2,955	65,038	104.8
天王寺	82,148	60,000	23,214	36,786	118,934	144.8
浪 速	75,504	45,237	14,214	31,023	106,527	141.1
西淀川	95,864	28,681	24,506	4,175	100,039	104.4
淀 川	183,444	90,283	47,314	42,969	226,413	123.4
東淀川	177,120	36,759	45,095	△ 8,336	168,784	95.3
東 成	84,906	20,372	24,287	△ 3,915	80,991	95.4
生 野	127,309	22,847	25,887	△ 3,040	124,269	97.6
旭	89,670	17,027	24,306	△ 7,279	82,391	91.9
城 東	169,043	31,314	51,470	△ 20,156	148,887	88.1
鶴 見	112,691	18,822	33,024	△ 14,202	98,489	87.4
阿倍野	110,995	39,918	33,004	6,914	117,909	106.2
住之江	120,072	45,442	25,782	19,660	139,732	116.4
住 吉	153,056	27,400	39,523	△ 12,123	140,933	92.1
東住吉	127,849	20,748	33,861	△ 13,113	114,736	89.7
平 野	192,152	30,114	43,022	△ 12,908	179,244	93.3
西 成	106,111	19,303	16,361	2,942	109,053	102.8

(計画調整局 「令和5年版 大阪市統計書」より)

【常住地別大阪市への流入人口】



(総務省統計局「令和2年国勢調査の結果」に基づき作成)

3 外国人住民人口

令和5年3月末現在における本市の外国人住民人口は、15万4722人である。

国籍（出身地）別にみると、韓国・朝鮮が5万8686人（外国人住民人口総数の37.9%）で最も多く、以下、中国4万556人（同26.2%）、ベトナム2万2189人（同14.3%）、フィリピン4678人（同3.0%）、台湾4336人（同2.8%）となっている。

区別に見ると、生野区が2万7355人（外国人住民人口総数の17.7%）と最も多く、次いで西成区が1万1854人（同7.7%）、浪速区1万425人（同6.7%）、中央区9901人（同6.4%）の順になっている。

第4節 道路の位置等

1 主な自動車専用道路

市内の高速道路は、令和5年12月末現在、阪神高速道路12路線、近畿自動車道1路線が供用されている。

阪神高速道路は、大阪市中心部の環状線を中心に、神戸線が府県境を越えて神戸市へ、湾岸線が同じく神戸市及びりんくうタウン(泉佐野市)まで伸びているほか、大阪空港及び池田方面、守口、東大阪、松原、堺の各方面へと放射状の路線となっている。

2 主な一般道路

本市の道路の現状は、本市の道路の現状は、国道15路線（114km）、府道36路線（262km）、市道11,833路線（3,437km）で、合計11,884路線（3,813km）となっている。

また、本市の道路は、国道が主に放射状の道路網を形成しているのに対して、府道は概ね放射環状を形成し、幹線市道は格子状の道路網を形成している。

3 自動車保有台数

令和5年3月末現在、市内で86万1290台の自動車が保有されており、その内訳は、乗用自動車47万8852台、軽自動車21万4968台、貨物用自動車10万8980台、バス2295台、小型二輪車2万6489台ほかとなっている。

（計画調整局 「令和5年版 大阪市統計書」より）

第5節 鉄道、港湾、空港の位置等

1 鉄道

地下鉄・ニュートラムは、市内の公共交通の中心として、現在9路線（133駅）が営業しており、1日あたりの平均乗車人員は、約222万人（令和4年度）である。また、JR・私鉄は、本市と周辺都市を結ぶ主要な公共輸送機関であり、現在、7社25路線（142駅）が営業しており、市内各路線の乗車人員は、1日平均約271万人（令和4年度）である。

市内の主要駅の乗車人員は、11の駅（地下鉄：梅田・難波・天王寺・本町・淀屋橋、

J R：大阪・天王寺・京橋、阪急：梅田、近鉄：大阪難波、南海：難波）で1日の乗車人員が10万人を超えている。（地下鉄は令和4年11月15日（火）実施の交通調査結果、J R・私鉄は令和4年度の1日平均）

2 港湾

市内には、本市が管理する国際戦略港湾の大阪港がある。



（大阪港湾局ホームページより）

3 空港

空港は、市内には所在していない。なお、大阪府には、拠点空港として、大阪国際空港（豊中市、池田市、兵庫県伊丹市に所在）及び関西国際空港（泉佐野市、泉南市、田尻町に所在）、その他の空港として、八尾空港（八尾市所在）の3空港がある。



（大阪港湾空港整備事務所ホームページより）

第6節 主な施設等

1 地下街・高層建築物

本市には、地下街が9か所ある。最も延べ面積が広いのは、長堀地下街（クリスタ長堀）で、8万1818㎡あり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）4万8344㎡、なんばウォーク3万7881㎡、ホワイトィうめだ3万3942㎡、となっている。

地下街名		ドージマ地下センター	中之島地下街	ホワイトィうめだ	大阪駅前ダイヤモンド地下街 (ディアモール大阪)	京阪中之島線渡辺橋駅	なんばウォーク
行政区		北	北	北	北	北	中央
総面積		8,122 ㎡	3,231 ㎡	33,942 ㎡	48,344 ㎡	1,525 ㎡	37,881 ㎡
店舗数	合計	51	14	187	95	5	192
	飲食店	18	11	84	15	5	70
	物販店	21	2	70	58	—	89
	その他	12	1	33	22	—	33

地下街名		NAMBA なんなん	長堀地下街 クリスタ長堀	あべちか
行政区		中央	中央	天王寺
総面積		7,189 m ²	81,818 m ²	9,771 m ²
店舗数	合計	42	86	32
	飲食店	18	27	20
	物販店	17	41	5
	その他	7	18	7

(令和6年3月31日現在：令和5年消防年報より)

また、高層建築物は、阿倍野区のあべのハルカス（高さ300m）、住之江区の大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）（同256m）、港区の大阪ペイタワー（同200m）などがある。

2 石油コンビナート等

石油コンビナート等災害防止法の規定に基づいて、石油コンビナート等特別防災区域として大阪北港地区（此花区）3.6km²が指定（平成12年12月）されている。

また、原子力事業所は、市内には所在していない。なお、大阪府内には、京都大学原子炉実験所（熊取町）、原子燃料工業株式会社熊取事業所（熊取町）及び近畿大学原子力研究所（東大阪市）の3か所の原子力事業所が立地している。

3 自衛隊施設

自衛隊の施設は、市内には所在していない。なお、大阪府内には、陸上自衛隊中部方面隊の八尾駐屯地（八尾市）、信太山駐屯地（和泉市）がある。

海上自衛隊及び航空自衛隊の施設等は、府内には所在していない。

第5章

計画が対象とする事態

この計画においては、対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態として、府計画において想定されている以下に掲げる事態（類型・事態例）を対象とし、海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、大阪は人・もの・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急対処事態に留意するものとする。

なお、市域における事態の想定については、今後も、国、府からの情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。また、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

武力攻撃事態の類型としては、次のとおりである。

①	着上陸侵攻
②	ゲリラや特殊部隊による攻撃
③	弾道ミサイル攻撃
④	航空攻撃

2 緊急対処事態の事態例

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

緊急対処事態の事態例としては、次のとおりである。

① 攻撃対象施設等による分類	
ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃
イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
② 攻撃手段による分類	
ウ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・地下街等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
エ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

1 基本的事項

この計画が対象として想定する緊急処理事態については、前章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められているほか、第183条の規定により、武力攻撃事態及び保護措置に関する規定が基本的に準用されることとなる。(但し、生活関連物資等の価格安定に関する規定、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する規定などについては準用されない。)

緊急処理事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の伝達及び通知に関し特別な対応を行う場合などを除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

本計画においては、第2編以下に武力攻撃事態等への対処について定め、緊急処理事態に関してはそれらの記述を読み替えるものとする。その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。

武力攻撃事態等	緊急処理事態
保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
(国民保護) 対策本部(長)	緊急処理事態対策本部(長)
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃

2 緊急処理事態対策本部

市は、国の緊急処理事態対処方針が定められ、国から緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、市緊急処理事態対策本部を設置し、緊急処理事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

3 緊急対処事態への対処にあたっての留意事項

(1) 国の事態認定前の対処

緊急対処事態は、突発的に発生し、発生当初は事故との判別が困難なことが多いと考えられる。そのため、国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、国における事態認定の後に実施することとされているが、国の事態認定前の段階においても、市民の生命、身体及び財産を保護するため、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。その場合、市は、本計画第2編第1章第1節「2 原因不明の事案が発生した場合」の定めに従い、地域防災計画又は危機管理指針等に基づき、迅速に当該事案に対処する。

(2) 緊急対処事態における警報

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の伝達・通知の「対象となる地域」の範囲が決定される。

市長は、府知事から警報の通知を受けたとき、又は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)により警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を「対象となる地域」の住民のほか、必要に応じて自主防災組織等に伝達するとともに、市の他の執行機関(教育委員会等)及びその他の関係機関(公立大学法人大阪(大阪公立大学)(以下、「公立大学」という)等)に対し通知する。

緊急対処事態における警報の伝達、通知、解除等については、上記によるほか、本計画第2編第2章に定める警報に準じて、これを行う。

(3) 市民生活の安定に関する措置の取扱い

本計画第2編第5章に定める「市民生活の安定」に関する措置のうち、武力攻撃事態等が長期にわたる場合を前提とした、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等については、長期にわたるものとは想定されていない緊急対処事態には準用されない。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、武力紛争において使用されるものであることから、本計画第3編第3章に定める「赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理」については、武力紛争でない緊急対処事態には準用されない。

第1章

実施体制の確立

第1節 市の実施体制

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに武力攻撃事態等の認定がある場合は、国民保護対策本部を設置する。

また、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、災害対策本部又は危機事態対策本部を、必要な期間、設置する。

1 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合

(1) 市対策本部

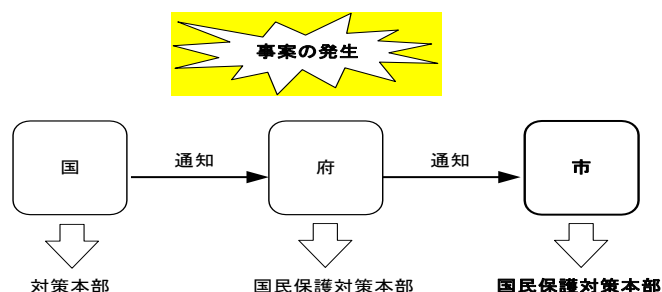
事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がなされ、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び府知事を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、市長は、直ちに市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、市及び市域内の関係機関が実施する保護措置の総合的な推進を図る。

なお、市長は、市が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定が行われていないときで、市における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、府知事を経由して内閣総理大臣に対し、対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

(2) 区対策本部

市対策本部が設置されたとき、区長は、区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）を設置し、区が実施する保護措置の総合的な推進を図る。

《図：事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合の実施体制》



2 原因不明の事案が発生した場合

(1) 市危機事態連絡調整会議

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、

直ちに府に報告するとともに、市危機事態連絡調整会議を設置し、収集された情報の分析・検討を行い、当該事案への対処方針等を決定する。

(2) 市災害対策本部・市危機事態対策本部

原因不明の事案が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、市災害対策本部を設置し、地域防災計画に基づき、応急対策を実施する。

また、該当しない場合にあっては、市危機事態対策本部を設置し、関係機関との調整に基づき、消防法その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。

(3) 区災害対策本部

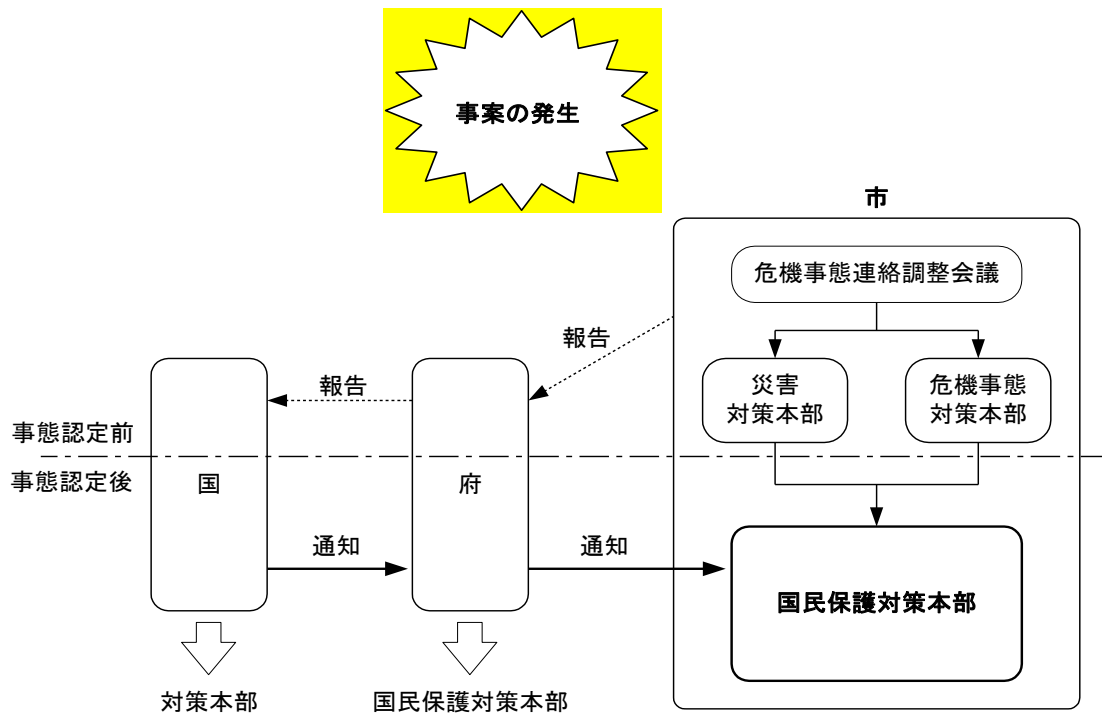
市災害対策本部が設置されたとき、当該事案が発生した区又は発生するおそれのある区に、区災害対策本部を設置する。

また、区長が必要と認めたとき、当該区に区災害対策本部を設置する。この場合は、区長は速やかに市長（又は副市長（副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長））に報告する。

(4) 市対策本部・区対策本部

上記(2)・(3)の本部を設置した後に、政府において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があった場合は、上記(2)・(3)の本部を廃止し、直ちに市対策本部・区対策本部を設置する。

《図：原因不明の事案が発生した場合の実施体制》



第2節 市国民保護対策本部等

1 市対策本部

(1) 市対策本部の設置等

ア 設置場所等

市長は、市対策本部を本庁舎内に設置する。また、本庁舎が被災するなど本庁舎内に市対策本部が設置できない場合においては、市の施設の中から事態の状況等を考慮して指定した施設に設置する。

市長は、市対策本部を設置したときは、その旨を市会に連絡するとともに、関係機関に通知し、市民に公表する。

イ 市対策本部の所掌事務

- (ア) 保護措置の実施に関すること。
- (イ) 情報の収集、伝達に関すること。
- (ウ) 職員の配備に関すること。
- (エ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- (オ) 他の市町村との連携に関すること。
- (カ) 現地調整所の設置に関すること。
- (キ) 国・府の現地対策本部との連携に関すること。
- (ク) その他重要な事項の決定に関すること。

ウ 組織

市対策本部の事務を分掌させるため、市対策本部に部を置く。

部の名称及び分掌事務等については、別表1のとおりとする。

市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。）は、特に必要があると認めるときは、別表1と異なる編成をとることができる。

部長は、部内の組織及び事務分担等を定める。

市対策本部の組織図は、別表2のとおりとする。

エ 会議

市対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、市対策本部長は、市国民保護対策副本部長（以下「市対策副本部長」という。）及び市国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。）を招集して、市国民保護対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）を開催する。

市対策本部長は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や府、関係公共機関の職員等の出席を求める。

オ 事務局

市対策本部の事務を処理するため事務局を置き、事務局は危機管理室が担当する。

カ 廃止

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び府知事を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(2) 市対策本部長等の職務

市対策本部長	市長	市対策本部の事務を総括する
市対策副本部長	副市長（３名）、危機管理監	市対策本部長を補佐し、市対策本部長に事故あるときは、副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項に掲げる順序により、副市長がその職務を代理する。また、すべての副市長が参集できない場合は、危機管理監が市対策本部長の職務を代理する。
市危機管理監	危機管理監	市対策本部長の命を受け、市対策本部の事務を掌理する。
市対策本部員	・ 大阪州市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長 ・ 大阪州市務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に規定する局及び室の長 ・ 会計室長、消防局長、水道局長、教育長、市会事務局長、行政委員会事務局長、中央卸売市場長	市対策本部長の命を受け、市対策本部の事務に従事する。
市対策本部連絡員	部長及び区対策本部長（区長）が指名する職員	市対策本部連絡員室に常駐し、自己の属する部又は区対策本部と市対策本部との連絡にあたる。

(3) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、保護措置を的確かつ迅速に実施する。

	区 分	権 限 内 容
①	市域の保護措置に関する総合調整	・ 市域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、自らが実施する保護措置に関する総合調整を行う。

②	府国民保護対策本部長（以下「府対策本部長」という。）に対する総合調整の要請	・府対策本部長に対して、府並びに指定（地方）公共機関が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。 ・府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。
③	情報提供の求め	・府対策本部長に対して、市域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。
④	保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	・総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。
⑤	市教育委員会に対する措置の実施の求め	・市教育委員会に対して、市域に係る保護措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

2 区対策本部

(1) 区対策本部の設置等

ア 設置場所

区長は、区対策本部を区役所内に設置する。また、区役所が被災するなど区役所内に区対策本部が設置できない場合においては、事態の状況等を考慮して指定した市の施設に設置する。

イ 所掌事務

- (ア) 区における保護措置の実施に関すること。
- (イ) 区における情報の収集、伝達に関すること。
- (ウ) 区における職員の配備に関すること。
- (エ) その他区における重要な事項の決定に関すること。

ウ 組織

区対策本部の事務を分掌させるため、区対策本部に班を置く。

班の名称及び分掌事務については、別表３のとおりとする。

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、別表３と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市対策本部長に報告しなければならない。

区対策本部の組織図は、別表２のとおりとする。

エ 廃止

区長は、市対策本部が廃止されたとき、又は市対策本部長が認めたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

(2) 区対策本部長等の職務

区対策本部長	区長	市対策本部長の命を受け、区対策本部の事務を総括し、区対策本部の職員を指揮監督する。 当該区の区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、保護措置の実施に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。 なお、災害時などの緊急時に臨時的に区対策本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め危機管理室に報告する。
区対策副本部長	副区長等	区対策本部長を補佐し、区対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 各部の支援

区対策本部長は、区における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、各部に対し、区対策本部が実施する活動について支援を求める。各部は、区対策本部長から支援を求められたときは、迅速に対応するように努める。

3 現地調整所

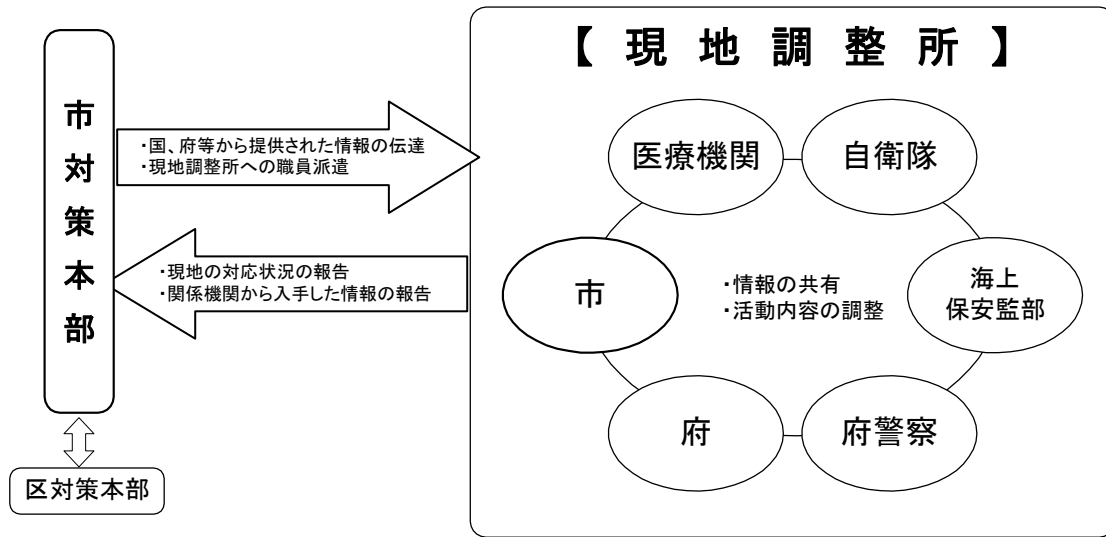
市対策本部長は、被災現地における市及び関係機関（府、府警察、海上保安監部、自衛隊、医療機関など）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、地域の安全性を確認したうえで、現地の活動上の便宜から最も適した場所に、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

現地調整所は、現場における各機関の代表者（指揮権限を有する者又はその代理者）及び市対策本部からの現地派遣職員等で構成し、定時又は随時に会合を開催することにより、連携の強化を図る。

現地調整所の主な役割は、以下のとおりとする。

- (1) 関係機関相互の活動や安全に関する情報共有や連絡
- (2) 関係機関の役割分担の調整
- (3) 避難に関する情報、被災情報等の広報の調整
- (4) 市対策本部等との連絡調整

《図：現地調整所の組織編成例》



名 称（部 長）	部に属する部局	分 掌 事 務
危機管理部 (市危機管理監)	危機管理室	☐ 職員の動員指令に関すること ☐ 市対策本部長の命令伝達に関すること ☐ 保護措置の総合調整に関すること ☐ 市対策本部の庶務に関すること ☐ 応援要請・自衛隊派遣要請に関すること ☐ 救援の事務に関すること ☐ 復旧の連絡調整に関すること ☐ 情報の収集及び伝達に関すること ☐ 各部、各区対策本部との連絡に関すること ☐ 防災行政無線の通信の統制に関すること ☐ 安否情報の収集及び提供に関すること ☐ 特殊標章等の交付及び管理に関すること ☐ 保護措置に関する広報に関すること ☐ 災害記録に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること ☐ 他の所管に属しないこと
政策企画部 (政策企画室長)	政策企画室	☐ 市対策本部長、市対策副本部長の秘書に関すること ☐ 国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関すること ☐ 災害に関する広報（緊急情報以外の一般情報）に関すること ☐ 報道機関との連絡調整に関すること ☐ 広聴活動に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
議会部 (市会事務局長)	市会事務局	☐ 災害に対する議会活動に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること

名 称 (部 長)	部に属する部局	分 掌 事 務
市民部 (市民局長)	市民局	☐ 区庁舎等の安全確保、整備、復旧に関する事 ☐ ボランティアの調整に関する事 ☐ 義援金品の受領、保管及び配分に関する事 ☐ 救援物資要請の受付並びに配送手続きの調整に関する事 ☐ 生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関する事 ☐ 避難行動要支援者支援班との連携に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
総務部 (総務局長)	総務局	☐ 本庁舎の安全確保、整備、復旧に関する事 ☐ 職員の勤怠・給与及び給食並びに救急医療に関する事 ☐ 職員の衛生管理に関する事 ☐ 被災職員の調査、救援に関する事 ☐ 他の自治体からの職員の受援に関する事 ☐ 応援班編成に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
デジタル統括部 (デジタル統括室長)	デジタル統括室	☐ 情報システムについての復旧等に関する事 ☐ 中央情報処理センターの安全確保、整備、復旧に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
財政部 (財政局長)	財政局市民局	☐ 保護措置に関する予算及び財政に関する事 ☐ 市税の減免等に関する事 ☐ 船の借入れ並びに配船に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
契約管財部 (契約管財局長)	契約管財局	☐ 救援物資配送の手配（車両等）に関する事 ☐ 緊急資材の調達に関する事 ☐ 車の借入れ並びに配車に関する事 ☐ 応急仮設住宅地の情報提供に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事

名 称 (部 長)	部に属する部局	分 掌 事 務
計画調整部 (計画調整局長)	計画調整局	☐ 危機管理部の災害記録作成への協力に関すること ☐ 被災家屋の調査にかかる区対策本部への建築技術の知識、情報の提供に関すること ☐ 都市整備部の建築物の応急危険度判定活動への協力に関する こと ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
都市交通部 (都市交通局長)	都市交通局	☐ 大阪市高速電気軌道（株）及び大阪シティバス（株）との連絡調整に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
福祉部 (福祉局長)	福祉局	☐ 被災高齢者、障がい者等の保護に関すること ☐ 救援物資備蓄拠点の開設・運営等に関すること ☐ 福祉施設の安全確保、復旧に関すること ☐ 避難行動要支援者支援班との連携に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
健康部 (健康局長)	健康局	☐ 医療救護に関すること ☐ 飲料水及び食品衛生に関すること ☐ 予防、防疫に関すること ☐ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること ☐ 赤十字標章等の交付及び管理に関すること ☐ 動物保護等の実施に関すること ☐ 避難行動要支援者支援班との連携に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
こども青少年部 (こども青少年局長)	こども青少年局	☐ 青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 上記施設における乳幼児及び青少年の避難誘導に関すること ☐ 上記施設における乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関する こと ☐ 被災児童の保護に関すること ☐ 避難行動要支援者支援班との連携に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること

名 称 (部 長)	部に属する部局	分 掌 事 務
経済戦略部 (経済戦略局長)	経済戦略局	☐ 救援物資（大阪府市の備蓄物資及び国からの調達物資を除く。また、食料を除く。）の調達に係る本市協定締結先及び市民部との連絡調整並びに同物資の調達に関する事 ☐ スポーツ施設、文化施設の安全確保、整備、復旧に関する事 ☐ 商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関する事 ☐ 中小企業の復旧資金に関する事 ☐ 観光客への支援に関する事 ☐ 外国人に対する多言語による情報提供に関する事 ☐ 駐日外国公館等との連絡調整に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
万博推進部 (万博推進局長)	万博推進局	☐ 公益財団法人 2025 年日本国際博覧会協会との連絡調整に関する事 ☐ 一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パピリオンとの連絡調整に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
市場部 (中央卸売市場長)	中央卸売市場	☐ 救援物資（中央卸売市場が市場内事業者と締結した協定に基づき調達する副食等）の緊急集荷及び輸送について契約管財部、福祉部との連絡に関する事 ☐ 救援物資（大阪府市の備蓄物資及び国からの調達物資を除く食料）の調達に係る本市協定締結先及び市民部との連絡調整並びに同物資の調達に関する事 ☐ 食糧（副食等）の需給状況等の調査に関する事 ☐ 中央卸売市場施設の安全確保、整備、復旧に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
環境部 (環境局長)	環境局	☐ 被災地における廃棄物等の処理に関する事（し尿を含む） ☐ 火葬に関する事 ☐ 局施設の安全確保、整備、復旧に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事

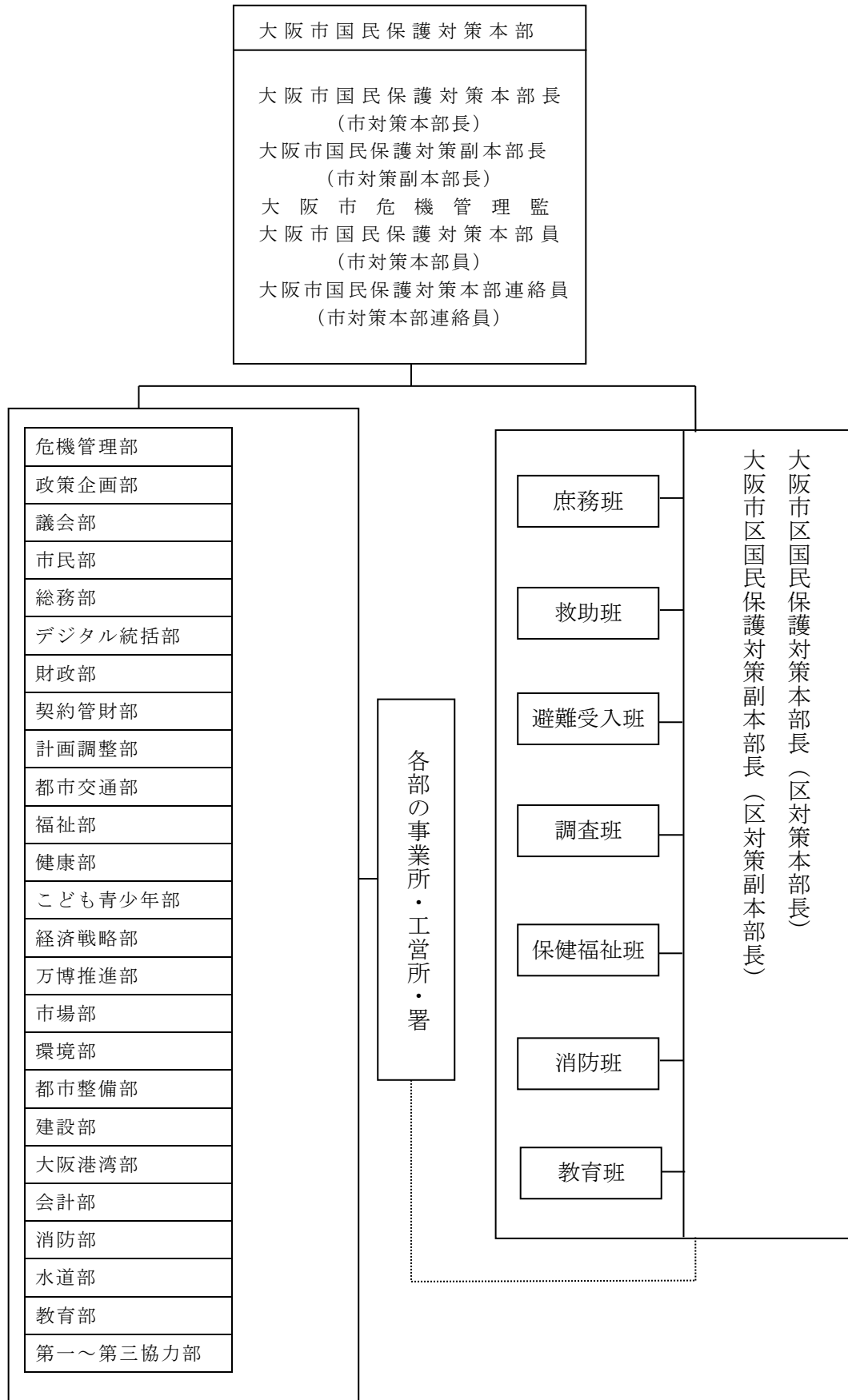
名 称 (部 長)	部に属する部局	分 掌 事 務
都市整備部 (都市整備局長)	都市整備局	☐ 本庁舎の応急修理に関すること ☐ 建築物の応急危険度判定活動に関すること ☐ 市対策本部その他市施設の通信設備に関すること ☐ 応急仮設住宅の供与に関すること ☐ 市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること ☐ 市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関すること ☐ 住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関すること ☐ 被災住宅に対する融資等に関すること ☐ 市施行の市街地再開発事業・土地区画整理事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
建設部 (建設局長)	建設局	☐ 水防対策全般の企画、運営、連絡調整に関すること ☐ 水防事務組合との連絡に関すること ☐ 堤防、道路、橋梁等の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 河川関係障害物の除去に関すること ☐ 道路関係障害物の除去に関すること ☐ 下水道施設の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 公園施設、街路樹の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 特殊標章等の交付及び管理に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
大阪港湾部 (大阪港湾局長)	大阪港湾局	☐ 港湾施設及び海岸保全施設等の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関すること ☐ 海務関係管庁との連絡調整に関すること ☐ 在港船舶対策に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること

名 称 (部 長)	部に属する部局	分 掌 事 務
会計部 (会計室長)	会計室	☐ 保護措置に必要な資金の調整及び現金の出納に関する事 ☐ 金融機関との連絡調整に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
消防部 (消防局長)	消防局	☐ 消防に関する事 ☐ 災害による被害の軽減に関する事 ☐ 被災者の救急救助に関する事 ☐ 避難住民の誘導に関する事 ☐ 危険物等の処置に関する事 ☐ 特殊標章等の交付及び管理に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
水道部 (水道局長)	水道局	☐ 応急給水に関する事 ☐ 水道施設、工業用水道施設の安全確保、整備、復旧に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
教育部 (教育長)	教育委員会事務局	☐ 児童生徒の避難誘導及び受入に関する事 ☐ 児童生徒の被災状況の把握に関する事 ☐ 被災児童生徒の応急教育及び学用品供与に関する事 ☐ 学校、教育機関施設の安全確保、整備、復旧に関する事 ☐ 避難所開設及び運営への協力に関する事 ☐ 避難行動要支援者支援班との連携に関する事 ☐ 市対策本部長の特命事項に関する事
第一協力部 (副首都推進局長)	副首都推進局	☐ 本部の指示に基づく他部の応急対策・復旧活動の応援に関する事 ☐ 本部長の特命事項に関する事
第二協力部 (市政改革室長)	市政改革室	
第三協力部 (行政委員会事務局)	行政委員会事務局	

名 称（部 長）	部に属する部局	分 掌 事 務
各部共通事項		☐ 本部及び他部との連絡調整に関すること ☐ 所管施設等の被害状況の情報収集・報告に関すること ☐ 部内業務継続計画の策定と実施に関すること ☐ 部内職員の勤怠等の管理、活動計画に関すること

組 織 図

別表 2



区対策本部の班名称及び分掌事務

庶務班	1 各班の連絡調整に関すること 2 各部、関係機関への応援協力要請に関すること 3 市対策本部との連絡に関すること 4 予算計理に関すること 5 情報の収集・伝達及び広報に関すること 6 義援金の受付・並びに保管に関すること 7 記録に関すること 8 ボランティアの調整に関すること 9 他の班の所管に属しないこと
救助班	1 避難住民等の救援に関すること 2 救援物資の調達保管及び配給に関すること 3 罹災・被災証明に関すること 4 義援金の配分に関すること 5 団体等の協力活動の連絡調整に関すること
避難受入班	1 避難住民等の受入に関すること 2 避難住民の誘導に関すること 3 避難所受入状況の把握に関すること
調査班	1 被害状況の調査に関すること
保健福祉班	1 避難住民等の医療救護に関すること 2 防疫・保健衛生に関すること 3 区医師会等との連絡調整に関すること 4 遺体安置に関すること
消防班	1 消防に関すること 2 被災者の救急・救助に関すること
教育班	1 学校園との連絡調整に関すること
区対策本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市対策本部長に報告しなければならない。なお、消防班は別表 1 の消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。	

第3節 動員

1 動員種別

市対策本部長（市長）は、国において事態等の認定がなされた場合には、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の動員配備を行う。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、この基準と異なる動員体制をとることができる。

動 員 種 別 表

種 別	事 態 等 の 状 況	対 象
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて対処する必要があるとき	全職員
2号動員	相当規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長 並びに指定職員※
3号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員※
4号動員	被害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※
受入	市域外で被害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	必要最小数の職員

※「指定職員」

各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、所属長が指定する。

2 動員の指令

(1) 動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発する。

ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができる。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられた場合は、各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、多様な手段を用いて速やかにその旨周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において指令が発せられた場合は、各所属長は直ちに所属員に伝達して招集しなければならない。

- (2) 各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。
- (3) 各所属長は、危機管理監から一律に動員指令が発せられた後、被害状況等を把握し、所属の動員種別を変更することが望ましいと判断した場合は、危機管理監に報告し、了解を得た場合に限り、変更することができる。

3 動員の報告

各所属長は、所属員の動員指令に係る招集及び参集状況を取りまとめ、直ちに危機管理監に報告する。

4 応援職員の要請

各部長並びに区本部長は、動員指令が発せられ、分掌事務を遂行するにあたって職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。

総務部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ、各協力部又は他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。

市対策本部長は、市職員をもっても不足すると認められるときは、別に定めるところにより、他の地方公共団体の職員又は自衛隊の派遣を要請する。

第4節 関係機関等との連携協力の確保

市は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、保護措置を実施する。

1 国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部及び、府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する副本部長若しくは本部員が出席する。

2 府への措置要請等

市長その他市の執行機関（以下「市長等」という。）は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、府知事その他府の執行機関（以下「府知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定（地方）行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、市長等は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、府知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を防衛大臣に要請するよう求める。また、その際、陸上自衛隊第36普通科連隊長に連絡する。

ただし、通信の途絶等により上記の求めができない場合は、陸上自衛隊第36普通科連隊長又は自衛隊大阪地方協力本部長を通じて、防衛大臣に連絡する。

自衛隊との連絡調整は、市対策本部が行う。また、市対策本部は、自衛隊の部隊の活動拠点を、自衛隊、府警察等と協議のうえ、確保する。

4 指定（地方）公共機関への措置要請

市長等は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市長等は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

5 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村に対する応援の要求

市長等は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長等に対し応援を求める。その際、あらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等に基づき応援を求める。

(2) 府に対する応援の要求

市長等は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、府知事等に対し応援を求める。

(3) 応援の要求にあたって明示する事項

(1)・(2)の応援の要求にあたっては、以下の事項などを明らかにして応援を求める。

ア 被害の状況及び応援を求める理由

- イ 応援を希望する機関、人員、物資等
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

(4) 応援部隊の受入体制の整備

応援を要請した部は、要請と同時に、応援部隊の受入体制を整備する。

応援部隊が食糧、飲料水、宿所、待機場所、駐車場等を必要とする場合は、要請した部が準備する。

応援部隊が大量の資機材等を搬入するため活動拠点となる広場等が必要な場合、その使用の調整は市対策本部が行う。

(5) 事務の委託

市が、保護措置の実施のため、その事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに市会に報告する。

6 指定（地方）行政機関等に対する職員の派遣要請

市長等は、保護措置の実施のために必要があるときは、府知事等を経由して、指定（地方）行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、市長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体の長等に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

7 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市長等は、他の市町村長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市会に報告するとともに、市は公示を行い、府に届け出る。

(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援

市長は、指定（地方）公共機関の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又

は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 市民の自発的な協力との連携

市は、市民から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、市民が円滑に活動できるよう適切に対処する。

第1節 警報及び緊急通報

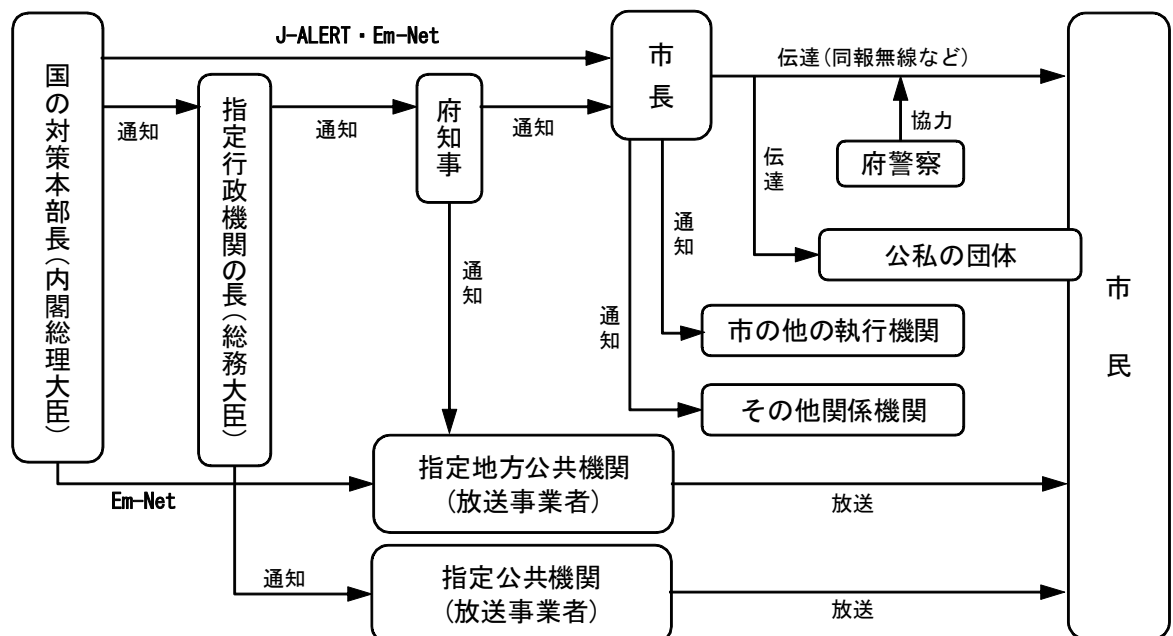
1 警報

(1) 警報の伝達・通知

武力攻撃事態等において、国の対策本部長（内閣総理大臣）が警報を発令し、総務大臣（消防庁）を経由して府知事から警報の通知を受けたとき、又は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により警報の通知を受けたときは、市長は、直ちに、その内容を市民のほか、必要に応じて関係のある公私の団体（自主防災組織等）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）、その他の関係機関（公立大学等）に通知する。

《図：警報の伝達・通知》

〈警報発令〉



【警報に定める事項（国）】

- 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 伝達方法

ア 市長は、必要に応じて、同報系防災行政無線（以下「同報無線」という。）のほか、ヘリコプター、車、自転車、携帯拡声器、インターネット等、利用可能な手段を活用し、警報を伝達する。

イ 市長は、自主防災組織等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

また、市は、府警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

ウ 同報無線を活用する場合は、原則として、以下の要領により伝達を行う。

(ア) 「武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合
原則として、同報無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

(イ) 「武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合
原則として、サイレンを使用せず、同報無線やホームページへの掲載等の手段により周知する。ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知する。

(3) 要配慮者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に配慮するものとし、以下の伝達方法などにより、迅速に伝達する。

ア 在宅の高齢者、障がい者等

市は、高齢者、障がい者等に対して、自主防災組織等の自発的な協力を得るなどして、電話や戸別訪問などにより伝達する。

イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者

市は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる地域の社会福祉施設及び病院を把握し、電話、ファクシミリ等により伝達する。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人

市は、同報無線等による情報伝達にあたり、外国人にもわかりやすい平易な日本語を使用するほか、在阪領事館、外国語FM局等の協力を得るなどして、迅速に正しい情報を伝達するよう努める。

(4) 警報解除の伝達・通知

警報が解除された場合、市長は、発令の場合に準じて伝達・通知を行う。なお、同報無線を活用して警報の解除を伝達するときは、原則としてサイレンを使用しない。

2 緊急通報

(1) 武力攻撃災害の兆候の通知

武力攻撃災害の兆候（武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）を発見した者、又はその者から通報を受けた消防吏員、警察官若しくは海上保安官から、武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合において、市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると

認めるときは、速やかに、その旨を府知事に通知する。

(2) 緊急通報の伝達・通知

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、府知事が武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令し、その通知を受けたときは、市長は、警報の伝達・通知と同様に、直ちに、その内容を市民のほか、必要に応じて関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知する。

緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、警報の場合と同様にする。

【緊急通報の内容（府）】

- 武力攻撃災害の現状及び予測
- その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

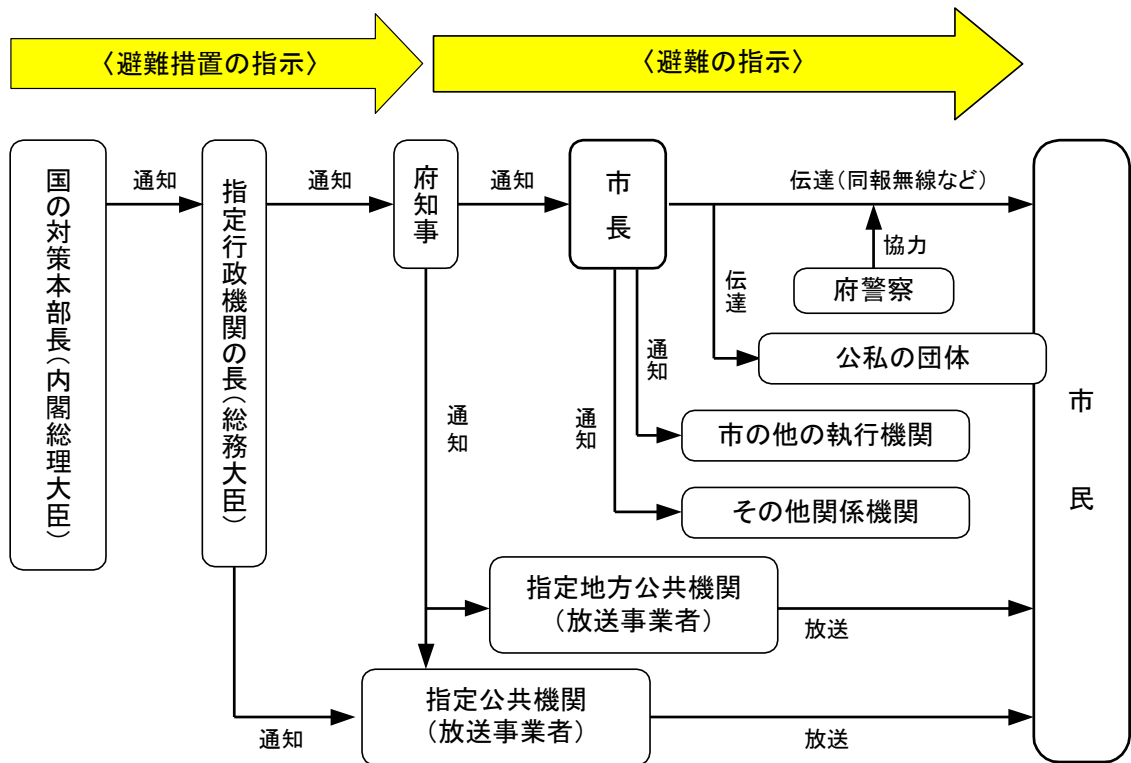
第2節 避難の指示・退避の指示

1 避難の指示

国の対策本部長は、警報を発令した場合で、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む）の知事に対し、直ちに避難措置の指示を行うとされ、また、府知事は、避難措置の指示を受けたときは、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示するとされている。

市長は、避難指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、市民及び関係のある公私の団体へ伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知する。

《図：避難の指示》



【避難措置の指示の内容（国）】

- 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- 住民の避難先となる地域（避難経路地域含む）（避難先地域）
- 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

【避難の指示の内容（府）】

- 国の対策本部長から示された避難措置の指示の内容
- 主要な避難の経路
- 避難のための交通手段
- その他避難の方法

府知事が避難の指示をする場合において、市長は、府知事が的確かつ迅速に避難の指示が行えるよう、府知事に必要な情報を提供するとともに、意見を述べる。

また、自衛隊の侵害排除行動と保護措置の実施について、道路、港湾施設等の利用のニーズが競合し、国の対策本部長が「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」の規定に基づき、当該施設の利用指針を定める場合において、市長は、当該施設利用の必要性や緊急性等について意見を述べる。

「大阪府国民保護計画」による避難の指示が想定される事態

- 武力攻撃事態等・緊急処理事態における避難
 - ・ 着上陸侵攻
 - ・ ゲリラ、特殊部隊による攻撃
 - ・ 弾道ミサイル攻撃
 - ・ 航空攻撃
 - ・ 緊急処理事態
- NBC攻撃における避難

2 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃げるよう退避の指示を行う。

なお、退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除する。

(1) 退避の指示者

指示者	退避の指示を行う要件	
市長	武力攻撃災害が発生し、 又は 発生するおそれがある 場合	武力攻撃災害から市民を保護し、又は災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき
府知事		武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるとき市長に代わって
警察官 海上保安官		①市長若しくは府知事による退避の指示を待 ついとまがないと認めるとき ②市長若しくは府知事から要請があったとき
自衛官		上記の者すべてが指示できないと認める場合 に限り

(2) 退避の指示に伴う措置

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、必要に応じて、同報無線のほか、車、自転車、携帯拡声器等、利用可能な手段により、速やかに必要と認める地域の住民に伝達する。また、府知事、その他関係機関に通知するとともに、報道機関に対してその内容を提供する。

イ 市長は、退避の指示を解除したときは、車、立看板等当該地域の住民が十分に了知できる方法でその旨を公示する。また、府知事、その他関係機関に通知するとともに、報道機関に対してその内容を提供する。

ウ 市長は、府知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 屋内退避の指示

下記のように、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも、屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(4) 安全の確保

ア 市長は、退避の指示を伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、府警察、海上保安監部等と連携を密にし、活動時の安全の確保を図る。

イ 市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、府警察、海上保安監部、自衛隊の意見を聴くなどにより、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退出方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用及び携行させる。

第3節 避難誘導

1 避難誘導の流れ

- (1) 市長は、府知事から避難の指示があったときは、関係機関（市の他の執行機関、府、府警察、海上保安監部、自衛隊等）の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、その内容を市民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、関係機関に通知する。
- (2) 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員を指揮し、避難住民の誘導を行う。

2 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領の作成

市長は、避難の指示があったときは、あらかじめ作成しておいた「避難実施要領の

パターン」の中から、関係機関の意見を聴いて、最も適切なパターンを選ぶなどして、直ちに避難実施要領を作成する。

緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容のものとする。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- 避難経路、避難手段その他避難方法に関する事項
- 避難誘導の実施方法、関係職員の配置その他避難誘導に関する事項
- 上記のほか、避難の実施に必要な事項

(2) 避難実施要領の変更

避難の指示の内容が変更された場合又は事態の状況が変化した場合は、直ちに避難実施要領を変更する。

(3) 避難実施要領の伝達・通知

ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、同報無線やインターネット（ホームページへの掲載）などを活用するほか、自主防災組織等の自発的な協力を得て、市民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

イ 市長は、市の他の執行機関、府警察、海上保安監部及び自衛隊（大阪地方協力本部）並びにその他の関係機関に通知する。

ウ 市長は、報道機関に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市職員等による避難誘導

ア 区対策本部職員、消防吏員等は、避難住民の誘導にあたって、警察官等と連携し、自主防災組織等の自発的な協力を得て、組織ごとに避難所等に誘導する。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

イ 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設、集客施設、公共交通機関等の施設管理者は、利用者、児童等を、火災や地震等への対応に準じて安全に避難誘導する。

ウ 誘導経路については安全を十分確認し、必要に応じて、適宜警察官等の協力を得ながら、区対策本部職員、消防吏員等を要所に配置する。

(2) 関係機関等との連携

ア 市長は、市職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安監部長、保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導を要請する。

イ 市長は、市域を越えて避難住民を誘導する場合、避難先地域を管轄する市長に避難住民の誘導の補助を依頼するほか、必要な調整を行う。

ウ 避難誘導する市職員等は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、当該避難住民の誘導に必要な援助について自発的な協力を要請する。この場合、協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

エ 市は、市民の安全確保、犯罪の予防等を図るため、府警察に対し、避難所等の定期的な巡回、被災地等におけるパトロールの強化等を要請する。

(3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整

市長は、避難住民の運送が必要な場合、市が保有する車両により運送を行うほか、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行うとともに、運送に関する具体的事項の調整を行う。

(4) 避難行動要支援者への対応

ア 避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、妊産婦等自ら避難することが困難な者を優先する。その際、関係機関と連携し、また、地域住民等の自発的な協力を得ながら、自ら避難することが困難な者が家屋等に取り残されていないかどうか留意する。

イ 区対策本部職員、消防吏員等が自ら避難することが困難な者を確認した場合は、必要に応じ関係機関の協力を得て、車両等による搬送など、必要な措置を実施する。

ウ 市長は、病院、社会福祉施設等に入院・滞在している自ら避難することが困難な者の避難について、施設管理者に対し、当該施設職員による引率、保護者への連絡及び引渡しなどのほか、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送など、必要な措置の実施を要請する。

エ 市長は、市及び施設管理者のみでは、十分な移送手段が確保できない場合は、関係機関の協力を要請する。

オ 福祉部は市対策本部及び区対策本部から在宅の避難行動要支援者の情報を入手するとともに、施設受入れの調整を行う。

カ 区対策本部は、避難所に避難した者のうち、避難行動要支援者については福祉避難所に避難させ、ケアを行う。この際、福祉部はこれに協力する。

(5) 安全の確保

市は、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況などの情報を、現場で誘導を指揮する者に随時提供するなどして、避難住民及び現場で誘導を行う者の安全を確保する。また、市長は、避難誘導を行う市職員等に、特殊標章等を着用及び携行させる。

(6) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、その内容を避難住民及び関係のある公私

の団体へ伝達するとともに、避難住民を復帰させるため、避難住民復帰要領を作成し、復帰のために必要な措置を行う。

第1節 救援の実施

1 救援の実施

(1) 市長による救援

国の対策本部長は、避難先地域を管轄する知事及び必要に応じ武力攻撃災害により被災者が発生した地域を管轄する知事に対し、救援措置を実施すべきことを指示し、また、指示を受けた知事は、都道府県と同様の立場で救援を行う区域内の指定都市の長に、直ちに指示の通知を行うとされている。

市長は、府知事から救援の指示の通知を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。ただし、緊急を要するときは、指示を待たずに行う。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療の提供及び助産
- オ 被災者の搜索及び救出
- カ 埋葬
- キ 電話その他の通信設備の提供
- ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ケ 学用品の給与
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 関係機関等との連携

ア 府との連携

市長は、救援を実施するために必要があると認めるときは、府知事に対し応援を求めるほか、国及び他の都道府県に支援・応援の要請を行うよう、府知事に求める。

イ 他の市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村の長に対し、応援を求める。その際、あらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等に基づき応援を求める。

ウ 日本赤十字社大阪府支部との連携

市長は、日本赤十字社大阪府支部が、その業務に関し、市長が行う救援に協力す

るとともに、市長から委託を受けて救援を実施することとされていることから、日本赤十字社大阪府支部と密接に連携する。

エ 指定（地方）公共機関との連携

市長は、救援物資を運送するために、運送手段を確保する必要がある場合、府と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行う。

オ 市民との連携

市長又は市職員は、救援を実施するため必要があると認めるときは、安全の確保に十分に配慮したうえで、避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

2 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、府知事を経由して内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る。

(2) 受入施設の供与

ア 避難所の開設、運営管理

区対策本部長は、開設した避難所に職員を派遣し、施設管理者、避難住民及び近隣の者等の自発的な協力を得て、避難所を運営管理する。その際、他の地方公共団体から避難住民を受け入れた場合は、避難元の地方公共団体の人材活用を図る。

イ 留意事項避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、避難行動要支援者に対する適切な救援の実施並びに避難所の円滑な管理運営に努める。

(ア) 避難者数・世帯数の把握（避難者名簿の作成など）、避難行動要支援者の把握

(イ) 正確かつ迅速な情報提供（保護措置の実施状況・実施予定等）、日本語の理解が十分でない外国人にもわかりやすい情報提供

(ウ) 手話通訳・ガイドヘルパー等の確保

(エ) 巡回相談（健康管理、栄養指導等）の実施（特に、避難行動要支援者への重点的対応）、心の健康相談の実施、救護所の設置

(オ) 避難行動要支援者用備蓄物資（粉ミルク、紙おむつ等）の活用、その他の避難行動要支援者用物資の調達

(カ) 仮設トイレの早期設置

(キ) プライバシーの確保への配慮、食事・栄養に関する配慮、生活習慣・文化・宗

教の違いへの配慮

- (ク) 避難生活長期化への対応（生活相談所の開設、混乱防止のための避難者心得の掲示など）

ウ 応急仮設住宅等の確保

避難住民等を収容する期間が長期にわたる場合は、都市整備部は、区対策本部及び契約管財部ほか関係各部と連携し、必要な戸数を迅速に把握したうえで、速やかに応急仮設住宅の建設などにより施設の確保を図る。

(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与

市は、救援のために必要な食品の給与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与を行う。

供給、給与・貸与にあたっては、自然災害時の方法に準じて、あらかじめ確立された調達・供給体制に基づき、必要に応じ、府、他の市町村、関係業界団体等の支援・協力を得て、次のとおり実施する。

ア 食品の給与

市は、避難住民等に食品を給与するため、次の措置を講ずる。

- (ア) 区対策本部長は、応急食品の給与が必要と認める場合は、災害対策用備蓄食品の活用、既製食品・米穀の調達等により対応するが、それが困難な場合、市対策本部に食品調達の要請を行うものとする。
- (イ) 市対策本部は、区対策本部長より要請があった場合、災害用備蓄倉庫より、備蓄食品の配送を行うほか、府より災害対策用備蓄食品の引き渡しを受ける。なお不足する場合は、流通業者等より調達する。その際、あらかじめ締結された協定等があるときは、当該協定等に基づき調達する。
- (ウ) 前記(イ)により、なお不足する場合は、他の市町村に応援を求めるものとし、市場部は近畿圏の他都市中央卸売市場との相互協力により、応急食品を含む生鮮食料品の確保を図る。
- (エ) 食品給与の場所は、原則として、指定された避難所のうち避難住民等の受入が可能な避難所（以下「災害時避難所」という。）とし、配布は区対策本部が、自主防災組織等の自発的な協力を得て行う。その際、支援を要する者へ配慮するとともに、協力する者の安全に十分配慮する。
- (オ) 区対策本部は、炊き出しを行う場合、学校等の給食施設については、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。

イ 飲料水の供給

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (ア) 災害時避難所に備蓄されている飲料水を活用する。
- (イ) 水道部は、避難所等に応急給水拠点を設置し、浄・配水池等を水源に車両運搬

などで対応する。また、医療・福祉施設等に対し、車両による運搬給水によって必要水量の確保に努める。

ウ 生活必需品の給与・貸与

市は、生活必需品の給与・貸与のため、次の措置を講ずる。

- (ア) 生活必需品の給与又は貸与は、原則として市民部長及び区対策本部長が実施する。区対策本部長は、必要のある場合において市民部長に生活必需品等の調達を要請する。
- (イ) 経済戦略部は、業者との連携を図り、調達可能数量を把握しておく。
- (ウ) 経済戦略部、契約管財部、財政部及び福祉部は相互の連絡を密にして、救援物資をすみやかに集荷、配置できるようにする。
- (エ) 生活必需品の調達は、原則として、第一次的には市の災害対策用備蓄物資を活用し、なお不足する場合又は備蓄品以外の物資を必要とする場合は、流通業者等から調達する。その際、あらかじめ締結された協定等があるときは、当該協定等に基づき調達する。
- (オ) 契約管財部等は、あらかじめ必要な労働者を確保するとともに、避難所等に物資を配送する必要があるときは、速やかに活動しうるよう体制を整備しておく。
- (カ) 契約管財部等は、救援物資の配送にあたって、事前に区対策本部と緊密な連絡をとる。
- (キ) 配送は、原則として被災区の避難所まで契約管財部等が行い、配布は区対策本部が行う。配布にあたっては、必要に応じて、自主防災組織等の自発的な協力を得て実施する。また、あらかじめ物資の供給等に関して締結された協定等があるときは、当該団体等からの応援、又は他府県等からの応援で対処する。

(4) 医療救護の提供

市は、府及び医療機関等と連携し、武力攻撃災害の状況に応じ、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

実施にあたっては、医療関係者に対し、安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じたうえで、医療救護活動の実施を要請する。

(4)－1 初期初動医療救護活動

ア 初期初動医療救護体制

- (ア) 市対策本部救急医療調整班（以下「医療調整班」という。）の設置
 - a 市対策本部が設置された場合、必要に応じて組織する。
 - b 関係機関（健康部、危機管理部等）が集まる体制とする。
 - c 医療調整班が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。
- (イ) 医療調整班の任務

- a 医療関係機関との調整
- b 医療救護班の調整
- c 緊急輸送の調整（ヘリコプター、船舶等の運用）
- d 医薬品、医療資器材等の広域調達、調整

イ 救護所の設置

- (ア) 武力攻撃災害発生時、区対策本部は市対策本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。
 - a 災害現場又は現場付近
 - b 避難場所（災害時避難所等）
 - c 特例場所（被災現地周辺の医療機関等）
- (イ) 救護所を設置後、区対策本部は医療調整班に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。

ウ 初期初動医療救護活動

- (ア) 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チームは、国又は大阪府からの出勤要請または独自の判断で派遣される。派遣要請にあたっては、医療調整班による調整を必要としないが、大阪府を通じ、活動状況の把握に努める。

- (イ) 区医師会及び区内医療機関等による医療救護班（JMATなど）
 - a 区対策本部は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を医療調整班に報告する。
 - b 区医師会及び区内医療機関は、区対策本部から要請された救護所へ医療救護班を派遣する。
- (ウ) 大阪府の調整による応援医療救護班
 - a 区対策本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
 - b 消防部は、災害現場の状況により医療調整班に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。
 - c 医療調整班は、市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ、日赤救護班、市立医療機関救護班、府立医療機関救護班、国立医療機関救護班、公立医療機関救護班、大阪府医師会救護班（JMAT）、自衛隊救護班、ボランティア医師による医療救護班等の派遣要請を行う。
 - d 医療調整班は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示する。
- (エ) 要請なく応援に駆けつけた医療救護班
 - a 本市からの要請なく駆けつけた医療救護班は、医療調整班において総合的に調整し、派遣先を指示する。

- b 区対策本部に直接駆けつけた医療救護班は、区対策本部において調整を図り、結果を医療調整班に報告する。

エ 医療救護班の業務内容

(ア) 医療救護班の構成

1 班当たり計 4 名（医師 1 名、看護師又は保健師 2 名、事務 1 名）を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。

(イ) 業務内容

医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区対策本部長が指名した者が行う。

- a 傷病者に対する応急処置
- b 後方医療施設への搬送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）
- c 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療処置
- d 状況により助産救助
- e 被災住民の健康管理
- f 死亡の確認
- g 区対策本部、健康部をはじめ関係機関との連絡調整

オ 輸送手段の確保

市対策本部及び区対策本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。

カ 医薬品・医療資器材の確保

(ア) 医療救護班携帯医薬品・医療資器材の確保

区対策本部は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材の状況を調査し、不足する場合は医療調整班に要請する。

(イ) 医薬品・医療用資器材の調達要請

医療調整班は、区対策本部から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。

(4)－2 後方医療体制の確保

被災を免れた市内の救護医療機関は患者の受入れ病床を確保する。さらに、医療調整班は、大阪府に府下全域での受入病床の確保を要請するとともに関西広域連合との連携による他府県にも受入れ病床の確保を要請する。

ア 災害医療機関における受入体制の確立

災害医療機関においては、各医療機関の病院災害対策マニュアル等に基づいて、要入院患者等の受入れ体制を確立する。

(ア) 受入体制の整備

(イ) 医師・看護師等職員の確保

- (ウ) ライフラインの応急確保とその復旧体制
- (エ) 医薬品等の備蓄とその補充体制
- (オ) 通信手段の確保
- (カ) 患者給食の確保
- (キ) ヘリポートの確保
- (ク) 救護所との連絡
- イ 関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保
 - (ア) 救護所、災害医療機関等において傷病者の搬送手段がない場合、医療調整班に要請する。
 - (イ) 医療調整班は、関係機関と調整のうえ、搬送手段の確保、患者受入れ先の決定を行い、関係機関への指示を与える。
 - (ウ) 医療調整班が行う連絡調整
 - a 患者受入れ先との連絡調整（大阪府、大阪府医師会（民間医療機関など）、他都市等）
 - b 搬送手段の確保の調整
 - (a) 救急車、ヘリコプター、船舶
 - (b) 公用車
 - (c) 民間業者の協力（薬品、診療材料、給食、医療ガス等関係業者）

(4)－3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区対策本部は医療調整班の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。

- ア 運営管理及び外部との総合調整は、区対策本部長が指名した者が行う。
- イ 内科系を中心としたチーム編成に切り換える。
- ウ 薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。
- エ 精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。
- オ 薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図る。
- カ 他の市町村等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。
- キ 医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。

(4)－4 保健師等による健康相談

ア 保健師等の派遣体制の確立

区対策本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要請する場合は、健康部が大阪府に連絡する。

イ 保健師等による健康相談の実施

保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」、「災害時メンタルヘルス支援マニュアル」等に基づき避難住民等の健康管理、栄養指導等を行う。また、診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携を取り、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。

ウ 輸送手段の確保

区対策本部及び健康部は、救護所や災害時避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市対策本部に要請する。

(4)－5 NBC攻撃を受けた場合の医療活動

ア 核攻撃等の場合

内閣総理大臣により「被ばく医療に係る医療チーム」が派遣された場合、府対策本部のもと、被ばく患者に対し、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を現地の医療関係者と協力して実施するとされている。

また、被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設等は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うとされている。

イ 生物剤による攻撃の場合

厚生労働省、文部科学省は、病原体等の特性に応じた診断・治療方法の情報提供、診断・治療方法に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体に対して的確な支援を行うとされている。

健康部は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症、又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて感染症指定医療機関等への入院措置や消毒を行うなど、感染症に対する治療及びまん延防止のための対応を行う。

また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を実施する。

さらに、国からの協力要請に応じて、医療救護班を編成し、医療活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

厚生労働省は、原因物質が特定された場合は、その特性に応じた診断、治療方法の情報提供、医薬品等の供給、その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体等に対して的確な支援を行うとされている。

消防部は、府警察、海上保安監部及び保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等と連携し、防護服を着用する等職員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染する。

健康部は、厚生労働省、文部科学省とともに、生物剤による攻撃の場合と同様に、使用された化学剤の特性に応じた医療活動を行う。

(5) 被災者の捜索・救出

市対策本部は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、被災情報、安否情報等を踏まえ、府警察、海上保安監部、自衛隊等の関係機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、武力攻撃災害のため生命若しくは身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）の捜索・救出活動を実施する。

(6) 遺体の処理、埋火葬

市は、遺体の処理、埋火葬を行う。

その際、厚生労働省により、墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例が定められたときは、その特例に基づき実施する。

ア 組織と事務分担

項 目	実施機関	事 務 分 担	対 応
処 理	危機管理部 区対策本部	1 遺体仮収容（安置）所の設置と管理 2 検視（死体調査） 3 検案 4 遺体の洗浄、縫合、消毒 5 納棺 6 遺体の安置 7 身元不明者に関すること	区本部の職員 警察 医師 一般社団法人大阪市規格葬儀協会
火 葬	環境部	火葬	環境部の職員

イ 遺体収容（安置）所の設置

- (ア) 状況に応じ、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を選定する。
- (イ) 遺体仮収容（安置）所の設置に当たっては、納棺用品等必要器材を確保する。
- (ウ) 不足する遺体仮収容（安置）所、棺桶、納骨壺、ドライアイス及び搬送車両の確保については、市対策本部に要請する。
- (エ) 搬送車両については、あらかじめ緊急通行車両として大阪府公安委員会に対し事前届出を行うとともに、災害発生時に確認申請を行う。

ウ 遺体の収容・身元確認

身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡する。

また、警察官又は海上保安官の検視（死体調査）及び医師による検案を受けたのち搬送された遺体を、遺体仮収容（安置）所に収容する。

なお、警察官又は海上保安官が検死等を終えたのちにおいて、身元が判明し、武力攻撃災害による死であることが明らかである場合には、当該遺体は警察官又は海上保安官から遺族に引き渡される。

エ 遺体の処理等

(ア) 遺体の処理

遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

(イ) 遺体の引取り

a その後、身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、順次遺体を引き渡す。

遺体の引取りがあった場合には、遺体処理台帳に必要事項を記入する。

b 収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後、なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。

オ 斎場への遺体の搬送

区対策本部及び遺族が遺体の搬送を行うことが困難もしくは不可能である場合は、危機管理部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入体制を調整し搬送する。

カ 遺体の埋火葬

(ア) 火葬計画の策定

環境部は、武力攻撃災害や遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定する。

(イ) 応援要請・受入れ

府広域火葬計画に基づき、応援要請・受入れを行う。

(7) 電話その他の通信設備の提供

区対策本部は、電気通信事業者である指定（地方）公共機関の協力を得て、避難施設に電話その他の通信設備を臨時に設置することにより、避難住民等の通信手段の確保を図る。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

都市整備部は、区対策本部の協力を得て、住宅の被災状況の把握に努め、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者が、自らの資力では応急修理をすることができない場合、その居室、炊事場及び便所など日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を行う。

(9) 学用品の給与

教育部は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の児童・生徒を含む。）・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(10) 住居障害物の除去

市対策本部は、区対策本部と連携し、武力攻撃災害により住居又はその周辺に運ば

れた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物（以下「住居障害物」という。）の把握に努め、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場等生活に欠くことができない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状況となった者が、自らの資力では除去することができない場合は、必要に応じて、住居障害物の除去を行う。

なお、住居障害物の処分地等への短期間大量搬送が困難な場合、市対策本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。

第2節 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 市長による収集

市長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集する。

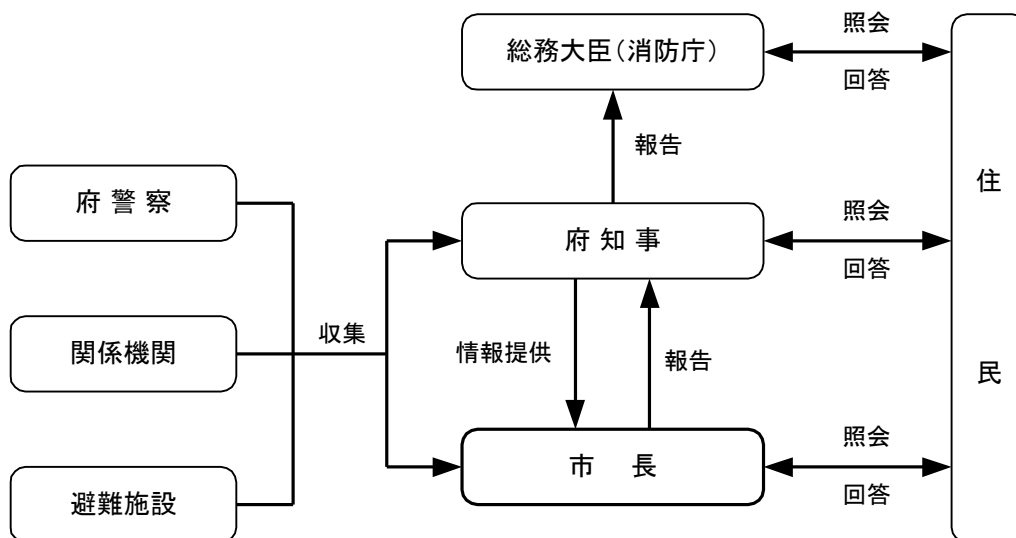
安否情報の収集にあたっては、収集に係る者の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意する。

(2) 収集の方法

ア 安否情報の収集は、災害時避難所において避難者名簿を作成する等により行うほか、市が管理する医療機関・学校園、指定行政機関等からの情報収集、府警察への照会などによって行う。

イ 指定（地方）公共機関、医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を要請する。なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の業務の範囲内において自主的な判断に基づくものであることに留意する。

《図：安否情報の収集・提供》



(3) 収集する対象と項目

	対 象	項 目
避難住民 (令23条)	避難・収容施設の住民	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報(①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合) ⑦居所 ⑧負傷・疾病状況 ⑨連絡先 ⑩その他（安否の確認に必要と認められる情報）
死亡・負傷住民 (令24条)	市域内で死亡した住民	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報(①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合) ⑦死亡日時・場所・状況 ⑧死体の所在
	市域内で負傷した住民	①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報(①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合) ⑦居所 ⑧負傷・疾病状況 ⑨連絡先 ⑩その他（安否の確認に必要と認められる情報）

(4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図りつつ、一元的に整理するよう努める。この場合において、必ずしも真偽が定かでない情報等についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 府知事に対する安否情報の報告

(1) 報告方法

市長は、収集・整理した安否情報を、原則として、安否情報システムを用いて府知事に対し報告する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電磁的記録含む。）を、情報セキュリティ等に留意しつつ、電子メールで送信することにより行う。

ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、口頭、電話その他の方法により報告を行う。

【様式第3号】

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報の報告時期

市長は、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の救援その他の保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえ、府知事に対し、適時に安否情報を報告する。

3 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口を設置し、照会窓口の電話及びファクシミリ番号等の周知とあわせて、適切な安否情報の照会が行われるよう市民に対し周知等を行う。

ウ 照会の受付にあたっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を、照会を行う者に明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求める。また、窓口における書面の提出による照会以外の場合にあっても、同様に、必要な事項を明らかにさせる。

安否情報照會書

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

ア 市長は、安否情報の照会があったときは、照会に係る者の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意し、速やかに回答する。

また、照会に係る者の同意を得ることが困難である場合にあっても、公益上特に必要があると認めるときは、収集した安否情報のうち必要最小限の情報を回答する。

イ 安否情報の照会を行う者の本人確認や照会をする理由の確認などを行うことにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、次の表のとおり回答する。

ウ 安否情報の照会方法に応じて、電話その他の方法による回答も可能とする。その場合、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先、回答した内容等について、できる限り記録しておく。

要 件	回 答 内 容
照会に係る者の同意がないとき 又は 公益上特に必要があると認められないとき	避難住民に該当するか否か 及び 死亡し又は負傷しているか否か
照会に係る者の同意があるとき 又は 公益上特に必要があると認められるとき	※ ①から⑩のうち必要最小限の情報を回答する。 ①氏名 ②出生年月日 ③性別 ④住所 ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦居所（死体の所在） ⑧負傷・疾病状況（死亡日時・場所・状況） ⑨連絡先 ⑩その他（安否の確認に必要と認められる情報）

【様式第5号】

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 安否情報システムの利用

市は安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行うものとする。

5 日本赤十字社に対する協力

市長は、保有する安否情報のうち、外国人に関するものを収集・整理、回答することとされている日本赤十字社から協力依頼があったときは、安否情報の提供など必要な協力を行う。その場合においても、個人情報の保護等に十分留意する。

第1節 市の役割**1 武力攻撃災害への対処**

市は、市域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、国及び府等の関係機関と協力して、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講ずる。

2 府知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、府知事に対し、国の対策本部長に必要な措置の実施を要請するよう求める。

3 消防に関する措置

消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

第2節 応急措置等の実施

市は、武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、他の機関との連携のもと、自らの判断に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。

この場合、市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。

1 緊急通報（前掲 P49）**2 退避の指示（前掲 P51）****3 警戒区域の設定**

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(1) 設定者及び設定する要件

設定者	警戒区域を設定する要件	
市長	武力攻撃災害が発生し、 又は まさに発生しよう としている場合	当該武力攻撃災害による市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき
府知事		当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき市長に代わって
警察官 海上保安官		市長若しくは府知事による警戒区域の設定を待ついとまがないとき、又は市長若しくは府知事から要請があったとき
自衛官		上記の者すべてがその場にいない場合に限り

(2) 設定方法

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、府警察、海上保安監部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 警戒区域の設定にあたっては、標示板、ロープ等で区域を明示する。

ウ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、車、拡声器等を活用し、必要と認める地域の住民に広報、周知する。また、府知事、その他関係機関に通知するとともに、報道機関に対してその内容を提供する。

エ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、府警察、海上保安監部と連携して、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

オ 市長は、府知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

4 消火・救助・救急活動

市は、府、府警察及び海上保安監部等と相互に連携を図りつつ、安全の確保に十分留意したうえで、迅速かつ的確に、消火・救助・救急活動を実施する。

(1) 消防の活動

消防部は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防法、消防組織法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、職員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、大阪市消防局災害活動支援隊は、消防部長の所轄の下で、その活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

ア 災害発生状況の把握

高所カメラ、ヘリコプターテレビ伝送画像などを通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関へ情報伝達する。

イ 消火活動

- (ア) 同時に複数の火災が発生した場合は、延焼危険の高い地域及び重要対象物を優先して防ぎょ活動を行う。
- (イ) 避難所及び避難経路の周辺で火災が発生した場合には、当該避難所及び避難経路の安全確保を優先して防ぎょ活動を行う。
- (ウ) 火災の発生状況及び延焼動態から、避難住民に火災危険が及ぶおそれのある場合は消防隊を集結し、火災防ぎょ活動を実施する。

ウ 救助・救急活動

- (ア) 府警察、海上保安監部等の関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の搜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- (イ) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
- (ウ) 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するよう府警察に要請するとともに、府警察、道路管理者、自衛隊の部隊等と協力して障害物の除去等にあたる。

(2) 相互応援（受援及び応援）

ア 受援（本市が被災地となる場合）

- (ア) 市長は、市域内の消防力では十分に消防活動が実施できない場合は、府知事又は他の市町村長、若しくは必要に応じて直接、消防庁長官に対し、消防の応援要請を行う。
- (イ) 市長は、消防の応援要請に基づき本市に派遣された職員について、その指揮をとる。また、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町村に対して提供する。
- (ウ) 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、府知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど受援に関して必要な事項の調整を行う。

イ 応援（本市以外の市町村が被災地の場合）

（ア） 市長は、被災市町村長からの応援要請若しくは、府知事又は消防庁長官からの指示があった場合は、可能な限り速やかに応援を行う。

（イ） 市長は、府知事と連携し、応援出動する市町村（応援出動のため経路となる市町村を含む）の、火災状況、地理、水利の情報を応援市町村から提供を受ける等、応援する職員が必要となる情報を収集する。

（3） 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う職員に対して、二次被害を生じることがないように国の現地対策本部及び府対策本部等からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、被災市町村長からの要請、府知事又は消防庁長官からの指示に基づき応援を行う場合は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する職員に対し安全の確保のための必要な情報の提供及び支援を行う。

また、府知事又は消防庁長官からの指示により応援する場合、府知事又は消防庁長官は、応援出動する職員の安全確保に十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならないとされている。

ウ 市長若しくは消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する職員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用及び携行させる。

（4） 関係機関による連絡会議の開催

市は、府、府警察、海上保安監部及び自衛隊の部隊等と、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。

（5） 市民への協力要請

市長若しくは市職員は、市域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

なお、この要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

第3節 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設

生活関連等施設とは、国民保護法第102条第1項の規定に定める、次のいずれかに該当する施設で政令で定めるものをいう。

ア 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

イ その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律
①	発電所又は変電所	電気事業法
②	ガス工作物	ガス事業法
③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法
④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
⑥	放送用無線設備	放送法
⑦	水域施設又は係留施設	港湾法
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法及び航空法
⑨	ダム	河川管理施設等構造令
⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法

(2) 市の役割

ア 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市域に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を府などから収集する。

イ 支援

市は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

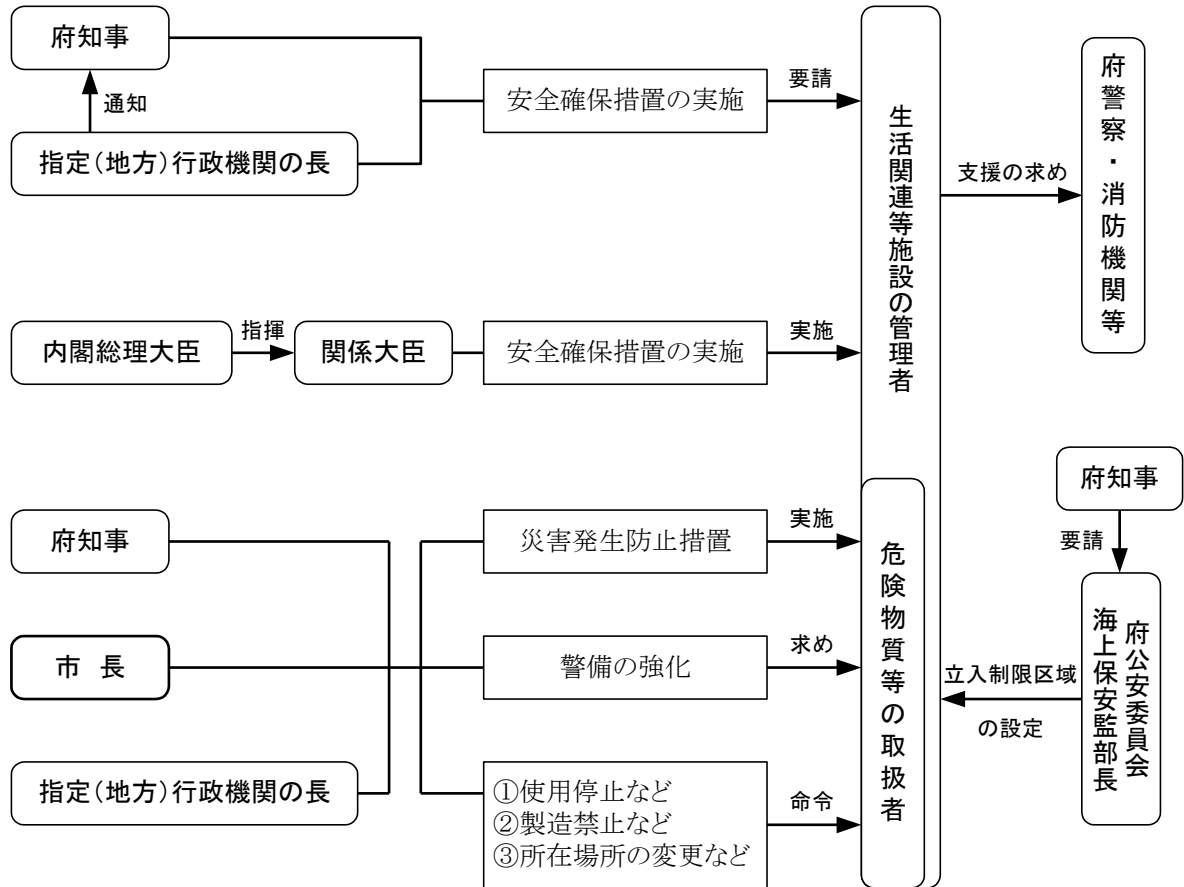
ウ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、警備の強化その他施設の安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安監部その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

《図：生活関連等施設の安全確保》



2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止

(1) 危険物質等に関する措置命令等

市長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、必要があると認めるときは、当該危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を求めるほか、緊急の必要があると認めるときは、政令で定められた武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

また、措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

実施主体	権限	要件	対象
市長 府知事 指定（地方）行政 機関の長	警備の強化の求め	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき	危険物質等の取扱者（占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取扱う者）
	措置の実施命令 （措置は(2)のとおり）	緊急の必要があると認めるとき	
	管理状況の報告の求め	措置の実施を命ずるため必要があると認めるとき	

(2) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容

ア 対象物質

(ア) 市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は本市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱われる（消防法第9条の4の指定数量以上の）危険物

(イ) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの

イ 措置内容

(ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）〔措置1〕

(イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）〔措置2〕

(ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）〔措置3〕

物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措 置		
			措置1	措置2	措置3
①	危険物 【消防法】	総務大臣 府知事、市長	第12条の3	○	○
②	毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 府知事、市長	○	○	○
③	火薬類 【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第45条	同左	同左
④	高压ガス 【高压ガス保安法】	経済産業大臣 府知事	第39条	同左	同左
⑤	核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	原子力規制委員会	□	□	□
⑥	核原料物質 【原子力基本法】	原子力規制委員会	○	○	○
⑦	放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線同位元素等規制法】	原子力規制委員会	第33条第4項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】	厚生労働大臣 府知事	○	○	○
⑨	事業用電気工作物内の高压ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
⑪	毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
（注1）○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条（事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加）の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 （注2）ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下、「事態対処法」という。）第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。					

3 石油コンビナート等に係る災害への対処

市は、石油コンビナート等特別防災区域（大阪北港地区）に係る武力攻撃災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、府と連携して、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4節 N B C攻撃による災害への対処

1 市の役割

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、府警察、海上保安監部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

(4) 市長の権限

ア 市長は、府知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、府警察等の関係機関と調整しつつ、下記の措置を実施する。

(ア) 汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、又は禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。

(イ) 汚染され、又は汚染された疑いがある「生活の用に供する水」の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

(ウ) 汚染され、又は汚染された疑いのある「死体」の移動を制限し、又は禁止すること。

(エ) 汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」を廃棄すること。

(オ) 汚染され、又は汚染された疑いがある「建物」への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

(カ) 汚染され、又は汚染された疑いがある「場所」の交通を制限し、又は遮断すること。

イ 市長は、府知事からの協力要請に基づき、上記アの(ア)から(エ)の措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する（差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。）。また、上記アの(オ)及び(カ)の措置を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する（差し迫った必要があるときは、現場における職員の指示をもってこれに代える。）。

(ア) 当該措置を講じる旨

(イ) 当該措置を講じる理由

(ウ) 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記アの(オ)及び(カ)の措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）

(エ) 当該措置を講ずる時期

(オ) 当該措置の内容

(5) 汚染原因に応じた対応

ア 核攻撃等の場合

消防部は、内閣総理大臣の指揮、府知事からの協力要請等により、国の対策本部長の調整のもと、防護服を着用する等職員の安全を図るための措置を講じたうえで、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救急・救助活動を行うとともに、汚染物質に関する情報を市対策本部、府対策本部、医療機関等の関係機関と共有する。

市長は、府知事等と連携し、警戒区域の設定等の措置を講ずるとともに、住民避難等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射線物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。

イ 生物剤による攻撃の場合

消防部は、内閣総理大臣の指揮、府知事からの協力要請等により、国の対策本部長の調整のもと、防護服を着用する等職員の安全を図るための措置を講じたうえで、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知等を実施しつつ、可能な限り迅速に救急・救助活動を行う。また、汚染物質に関する情報を市対策本部、府対策本部、医療機関等の関係機関と共有する。

また、職員にワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じたうえで、府が実施する患者の移送に協力する。

市長は、府知事等と連携し、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

保健所は、府警察等の関係機関と連携し、消毒剤、除染機材等の装備を用いて消毒等の措置を講ずる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

消防部は、内閣総理大臣の指揮、府知事からの協力要請等により、国の対策本部長の調整のもと、防護服を着用する等職員の安全を図るための措置を講じたうえで、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知等を実施しつつ、可能な限り迅速に救急・救助活動を行う。また、汚染物質に関する情報を市対策本部、府対策本部、医療機関等の関係機関と共有し、汚染地域の特定、被災者の救助・救急活動及び除染等汚染の拡大防止のための措置を講ずる。

市長は、府知事等と連携し、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(6) 職員の安全の確保

市長は、措置に当たる職員に危険が及ばないよう防護服を着用させるなどのほか、武力攻撃災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

第5節 保健福祉・衛生

市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。

また、市は、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。

1 防疫活動

市は、感染症法（感染症名は次ページ参照）、災害防疫実施要綱（厚生労働省）及び国民保護法第121条の規定による特例に基づき、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

(1) 感染症への対応

ア 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するために必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

イ 一類感染症及び二類感染症患者の発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

【参考】

類 型	感 染 症 名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(2) 環境衛生対策班の編成

- ア 環境衛生対策班は、健康部長又は区対策本部長の指令を受け保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区対策本部長の指揮において活動する。
- イ 環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成する。
- ウ 1班の編成人員は、3名（監視員、生活環境指導員及び衛生防疫員等）、班数は36班とする。
- エ 健康部又は区対策本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市対策本部に広域応援を要請する。
- オ 健康部は、区対策本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整する。

(3) 環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、武力攻撃災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施する。

ア 避難所の衛生管理、消毒

避難所、仮設トイレ等の衛生管理の指導及び消毒を実施する。

なお、避難所の開設状況については区対策本部でまとめ危機管理部から一括して健康部に情報を提供する。また、仮設トイレの設置場所については、環境部で一括して情報を健康部に提供する。

イ 仮設浴場の衛生管理

仮設浴場の使用状況（循環ろ過の有無、使用水の種類等）により、必要に応じ浴槽水の遊離残留塩素の測定等を行い、仮設浴場衛生管理の指導を実施する。

ウ 臨時集積場等の衛生管理、消毒

生活系ごみの処理は、環境部において実施するが、臨時集積場等に対する衛生管理の指導及び消毒等を実施する。

なお、生活廃棄物の回収状況、臨時集積場等の状況は、環境部が一括して情報を健康部に提供する。

エ 汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒

武力攻撃により下水道が破損し、汚物、汚水が流出した場合、流出地域の衛生管理及び消毒等を実施する。

オ その他

(7) 救護所等の衛生管理、消毒

(4) 被災家屋の衛生管理の指導及び消毒

(ウ) ねずみ、ハエ、蚊等の駆除

(エ) 消毒用薬剤の配布

(4) 防疫資器材等の調達

環境衛生対策班は、区保健福祉センターに備蓄されている防疫資器材等を利用し、不足が生じた場合は、健康部または区対策本部を通じて調達を要請する。

2 食品衛生活動

市は、食品衛生対策班を編成し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(1) 食品衛生対策班の編成

ア 食品衛生対策班は、健康部長又は区対策本部長の指令を受け、保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区対策本部長の指揮において活動する。

イ 食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成する。

ウ 1 班の編成人員は、2 名（監視員及び生活環境指導員等）、班数は 3 6 班とする。

エ 健康部又は区対策本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市対策本部に広域応援を要請する。

オ 健康部は、区対策本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策編の任務を調整する。

(2) 食品衛生対策班の任務

食品衛生対策班は、被災時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。

ア 避難所や被災地内の店舗に食品を供給する食品製造業者、販売業者等に対して指導を行い、食品衛生上の危害防止に当たる。

イ 避難所内の食品調理及び保管施設の衛生指導を行い、食品衛生上の危害防止に努める。

ウ 避難所において炊出しをする場合、炊出し実施者に対して衛生上の注意を喚起す

る。

エ 被災地内において、営業を再開する食品関係施設に対し監視・指導する。

オ 避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。

(3) 検査資器材等の調達

食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターに備蓄されている検査資器材等を利用し、不足が生じた場合は、健康部または区対策本部を通じて調達を要請する。

3 飲料水衛生確保対策

市は、感染症等を防止するため、飲料水の衛生確保のための措置を実施するとともに、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、市民への情報提供を行う。

4 避難住民等の健康維持活動

市は、避難住民等の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、避難住民等の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

ア 区対策本部は、災害時避難所等の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し、派遣する。

イ 保健師等は、救護所において又は各災害時避難所等を巡回し、避難住民等の健康管理、栄養指導等を行う。

特に、避難行動要支援者に対しては、重点的に対応する。

ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、精神科医の派遣も含めた編成を適宜加えた救護所の運営を図る。

5 福祉サービスの提供

市は、被災した高齢者・障がい者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行う。

(1) 福祉ニーズの把握

福祉部は、区対策本部と連携し、被災した高齢者、障がい者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

また、こども青少年局は、区対策本部及び教育部の協力を得て、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 支援活動

福祉部は、区対策本部と連携し、被災した高齢者、障がい者等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(3) 緊急入所等

福祉部は、区対策本部と連携し、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障がい者等について、本人の意思を尊重したうえで、関係団体の協力を得て、社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

6 応援要請

市長は、防疫活動、食品衛生活動、健康維持活動及び福祉サービスの提供において、市単独での対処が困難になった場合は、府及び他の市町村に応援を要請する。

7 動物の保護等に関する配慮

健康部は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について」(平成17年8月31日環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等、危険動物等の逸走対策などに係る所要の措置を講ずるよう努める。

第6節 廃棄物の処理

市は、廃棄物処理法及び国民保護法第124条の規定による特例に基づき、廃棄物（ごみ、がれき等、し尿）について、被災地域の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

1 ごみの処理

(1) 作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに被災地域（安全な地域に限る）における所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定する。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活系ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始する。

また、許可業者収集ごみについても生活系ごみを優先し、適切に処理できるよう指導する。

(2) 一時集積

- ア 大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行うが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して臨時集積場を設け一時集積する。
- イ 臨時集積場は、市対策本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定するものとする。

(3) 処理・処分

臨時集積場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、可燃物は本市焼却施設で処理する。また不燃物等は、破碎施設で中間処理した後、焼却施設で処理し、本市処分場及びフェニックス事業で処分する。

なお、本市処理施設等で処理能力が不足する場合には、他の市町村等に処理応援を求める。

(4) 応援要請

- ア 作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借り上げを要請するとともに関係業界に協力を求める。
- イ さらに必要人員等が不足する場合には、他の市町村等に応援を求める。

2 がれき等の処理

(1) 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、速やかに被災地域（安全な地域に限る）におけるがれき等に関する情報収集に努め、選別作業計画を策定する。

- ア 解体現場における分別を可能な限り徹底する。
- イ 可燃物については、減容化・安定化を図るため、焼却工場において焼却する。
- ウ 金属、コンクリートガラ、木くず等については、リサイクルを推進する。

(2) 一時集積

- ア がれき等の処理にあたっては、可能な限り発生源で可燃物と不燃物の選別を行うことを原則とする。
- イ がれき等は、公有地等を利用し、発生量に相応するがれき臨時集積場を設け一時集積する。
- ウ がれき臨時集積場は、市対策本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。
- エ 木質系廃棄物については、解体現場において、木材、金属、不燃物等の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。コンクリート系廃棄物については、解体現場において、コンクリート塊、鉄筋、鉄骨、金属、可燃物の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。
- オ がれき臨時集積場においては、廃棄物の崩落や火災を発生させないように、適切な

対策を講ずる。

カ がれき臨時集積場に一時集積されたがれき等は、必要に応じ破砕処理を行うとともに可能な限り可燃物と不燃物の選別を行う。

(3) 処理・処分

ア がれき臨時集積場で選別したがれき等のうち可燃物は、本市焼却施設で処理する。

また不燃物等は、破砕施設で中間処理した後、焼却施設で処理し、本市処分場及びフェニックス事業で処分する。

(ア) コンクリートガラは、再生材、埋立用材として可能な限りリサイクルを推進する。

(イ) 金属は分別し、可能な限りリサイクルを推進する。

(ウ) 木くずは、チップ化などの再利用・再資源化を積極的に推進する。

(エ) 不燃系がれきは、陶器くず、ガラスくず、瓦くず等の混合物であり、早期処理の観点からは再資源化は困難であり、可能な限り破砕により減容した後、埋立処分を行う。

(オ) 混合廃棄物は、可能な限り、再選別し、資源化を図ったうえ、残った可燃物は焼却後埋立処分し、不燃物は埋立処理する。

イ がれき臨時集積場における作業が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、必要に応じ周囲に飛散防止ネット・防音シートの設置を行うなどの対策を講ずるとともに、がれき臨時集積場入口周辺での車両渋滞等においても、周辺住民への影響を防止するよう留意する。

ウ がれき臨時集積場のがれき等について、本市処理施設等で処理能力が不足する場合には、他の市町村等に処理応援を求める。

(4) 応援要請

ア 作業に要する人員及び機材については、関係業界に協力を求める等必要人員を確保するとともに、契約管財部あて必要機材の借り上げを要請する。

イ さらに必要人員等が不足する場合には、他の市町村等に応援を求める。

3 し尿の処理

(1) 作業計画の策定

環境部は、災害発生時、速やかに避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る）における必要作業量を把握し、作業計画を策定した後、環境衛生保全の観点から、緊急性・作業の可能性等を十分に考慮して、作業を開始する。

(2) トイレの設置及びし尿の収集

ア トイレの設置

初期的には、本市備蓄トイレで対応する。その後、区対策本部等の要請に基づきレンタルの仮設トイレを必要数設置する。

また、広域避難場所や災害時避難所周辺の仮設トイレ汚水受入れ施設の設置が必要となった場合は、区対策本部等の要請に基づき、市対策本部が建設部に設置を要請する。

イ し尿の収集

被災地域の環境衛生を保全するため、本市の委託業者による応急収集を実施する。

(3) 処理・処分

本市処理施設等で処理・処分を行う。

(4) 応援要請

本市備蓄トイレやレンタルの仮設トイレで不足する場合、又し尿の収集作業に支障がある場合には、他の市町村等に応援を求める。

第7節 被災情報等の収集・報告・公表等

1 被災情報の収集及び共有

- (1) 市対策本部は、防災情報システム、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市対策本部は、府を通じて府内市町村の被災情報について収集する。
- (3) 市対策本部が収集した情報については、速やかに各区対策本部と情報の共有化を図る。
- (4) 市対策本部は、情報収集にあたっては消防機関、府警察、海上保安監部等との連絡を密にするとともに、情報の共有化を図る。

2 被災情報の報告

- (1) 市長は、自ら収集した被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電話、ファクシミリにより直ちに府知事に報告する。
- (2) 市長は、第一報を府知事に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について消防庁が定める様式に従い、電話、ファクシミリにより報告する。

3 公表・情報提供等

市は、市民の安全の確保、不安の軽減、混乱の防止などを図るため、公表・情報提供等に当たっては、さまざまな手段を活用し、また、広報担当を置くなどにより、被災情報のほか、事態の推移、保護措置の実施状況、留意事項等について、市民に対して適時に、正確かつ積極的な公表・情報提供等に努める。

また、提供する情報の内容について、府に通知し、情報交換を行うよう努める。

市は、武力攻撃事態等においては、国、府、指定（地方）公共機関等と連携しつつ、安定した市民生活の早期回復を図るため、生活関連物資等の価格安定並びに避難住民等の生活安定等のための措置、生活基盤等の確保など、市民生活の安定に必要な措置を実施する。

1 生活関連物資等の価格安定

市長は、国及び府と連携しつつ、生活関連物資等（食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資又は役務）の価格の安定を図る。

(1) 生活関連物資等の価格の調査・監視

市民部は、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止のための、次の措置を行う。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を実施する。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、市民への情報提供や相談窓口を設置する。

(2) 関係法令に基づく措置

市民部は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、関係法令に基づき、次の措置を行う。

ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に係る措置

イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

2 避難住民等の生活安定等

市は、避難住民等の生活安定や生活再建等を図るため、各種の支援措置にかかる相談窓口等を設置するほか、国、府、関係機関等と連携し、必要な措置を実施する。

(1) 被災児童生徒等に対する教育

教育部は、府教育庁と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧など、関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、財政部は、市

税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付若しくは納入に関する期限の延長、市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置、福祉部は国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市民部は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道部は、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止など、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 施設の適切な管理

建設部、大阪港湾部は、河川管理施設、道路及び港湾の管理者として、当該施設を適切に管理する。

第1章 組織・体制の整備

第1節 市における組織・体制の整備

1 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて迅速に対応する必要があるため、速やかに関係職員等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

2 動員体制、連絡網の整備

武力攻撃事態等の発生時に必要な職員が迅速に参集できるよう、所属長は、災害の状況に応じた動員計画を定める。また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の緊急時連絡名簿を整備し、速やかに動員体制がとれるようにする。

3 消防等の体制

消防局等においては、市における参集基準等と別に、所属における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。また、消防局は、大阪市消防局災害活動支援隊の参集基準を定める。

第2節 関係機関との連携

1 連携体制の整備

(1) 関係機関等の連絡先一覧の作成等

市は、国、府、府警察、他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関等の連絡先（担当部署名、所在地、電話・ファックス番号、電子メールアドレス等）一覧を作成・更新する。

(2) 関係機関等との情報共有

市は、相互に連携した対応が円滑に行えるよう、府、府警察、他の市町村、指定（地方）公共機関その他関係機関等との意見交換・情報交換の場を設置する（又は設置されている場合は参加する）等により、関係機関等との情報の共有化等を図る。

(3) 相互応援体制等の整備

市は、武力攻撃事態等の発生時において、人的及び物的な相互応援が円滑に行える

よう、相互応援体制を整備する。

消防局は、消防活動が円滑に行われるよう、他の市町村の消防本部との応援体制の整備を図る。

また、市は、保護措置の実施について、指定（地方）公共機関等の必要な協力等が得られるよう、必要な連携体制の整備を図る。

2 自主防災組織等との連携

市は、保護措置等の実施にあたり、①避難住民の誘導に必要な援助 ②避難住民等の救援に必要な援助 ③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助 ④保健衛生の確保に必要な援助 について、市民の自発的な協力を得られるよう、自主防災組織等に対する普及・啓発や支援活動を行い、その活性化の推進を図る。

また、ボランティア関係団体等の理解・協力を得つつ、その連携方策について検討する。

第3節 研修

市は、保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、本計画の内容のほか、国民保護法や国際人道法など保護措置の実施に必要な知識について、市職員に対する研修を実施する。

研修にあたっては、必要に応じて有識者等を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やe-ラーニング等を活用する。

また、市は、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

第4節 情報収集・提供

1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び市民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 危機管理総合情報システムの整備

市は、被害の状況を把握し、的確に措置を実施できるよう、府と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、関連情報のデータベース化を図る。

また、関係機関と連携して、無線通信網の多重化や停電対策等を実施するなど、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

3 非常通信体制の確保・整備

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保、災害時優先電話、衛星携帯電話の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

市は、保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

第5節 広報・啓発

市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、市民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等のさまざまな媒体を活用するとともに、さまざまな機会を通じて保護措置の重要性などについて広報・啓発を行う。

その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障がい者、外国人等に配慮する。

また、弾道ミサイル発射時において、住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から市ホームページ等を用いて周知に努める。

第6節 訓練

市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携に配慮しつつ、保護措置についての訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実働訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、市民の自発的な協力を得て、訓練を実施する。その際、特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

なお、訓練は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、計画の見直し等に反映させる。

＜訓練項目＞

- ア 対策本部の設置・運営訓練
- イ 被害状況、安否情報などの収集・伝達訓練
- ウ 警報・避難指示などの通知・伝達訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 救援実施訓練

第7節 備蓄等

1 市における物資及び資材の備蓄・整備

(1) 防災のための備蓄の活用

市は、住民の避難や避難住民の救援等に必要な物資及び資材のうち、保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行う。

また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力の

もと、事態発生時には優先的に調達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、市として、国等の整備状況の把握等に努める。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、保護措置の実施を念頭において、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第1節 避難**1 基礎的資料の準備**

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

2 警報の伝達・通知**(1) 警報の伝達・通知先の確認**

市は、府知事等から警報等の通知があった場合、市長が伝達・通知を行うこととなる関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。

(2) 府警察との連携

市長は、警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、市の伝達体制や伝達手段について情報提供をするなど、府警察との協力体制を構築する。

(3) 伝達ルートの確保

市長は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、自主防災組織等の地域住民組織、社会福祉施設、病院、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者、在阪領事館、外国語FM局等との協力体制を構築・拡充するなどして、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努める。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府等から警報の通知を受けたときに、府との役割分担のもと警報の伝達を行うこととなる市内に所在する学校、病院、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておく。

(5) 伝達方法の市民への周知**ア 伝達用サイレンの周知**

国民保護に係るサイレン音（平成17年7月6日消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」）について、国・府と連携して、訓練等のさまざまな機会を活用して市民に周知を図る。

イ 放送事業者による放送の周知

警報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送するものとされていることから、市長は、市民に対し、その旨をあらかじめ周知する。

(6) 新たな伝達手段の検討

警報の伝達手段に関して、現在市が保有する伝達手段のほか、新たな伝達手段につ

いて検討する。

3 避難誘導

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市長は、市の他の執行機関、府、府警察、海上保安監部、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成し、府に報告する。

作成にあたっては、想定される事態を念頭に置き、避難先までの距離、避難までの時間的余裕などを踏まえるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、妊産婦、外国人等要配慮者の避難方法、誘導方法、情報伝達方法等や、昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などに配慮して作成する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

市は、高齢者、障がい者その他自ら避難することが困難な在宅者の避難について、地域で避難を支援する仕組みづくりに努める。

(3) 近隣市との連携の確保

市は、相互の支援の在り方等について意見交換を行うなど、近隣市と緊密な連携を確保する。

4 避難施設

(1) 避難施設の指定

市長は、区域の人口、防災のための避難所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、住民を可能な限りを受入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握のうえ、避難施設を指定する。

なお、弾道ミサイル攻撃による人的被害を軽減するため、国の方針に基づき緊急一時避難施設（地下施設及び堅ろうな建物）の指定を推進する。

(2) 指定にあたっての留意事項

ア 避難所として、学校等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的として、公園、広場等の施設を指定するよう配慮する。

イ 一定の地域に偏ることのないよう、また、できるだけ多くの施設の確保に努める。

ウ 防災のための避難場所として指定している施設等は、原則として指定する。

エ 緊急一時避難施設として鉄骨鉄筋コンクリート造り等の堅ろうな建築物・地下施設を指定する。

(3) 指定手続

市長は、指定にあたっては、区長を経由して、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者（以下「施設管理者」という。）の同意を得、文書等により確認する。

市長は、避難施設として指定したときは、区長を経由して、その旨を施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 変更・解除手続

市長は、施設管理者に対し、指定施設の廃止又は用途変更等により、避難又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の増減を伴う変更を加えようとするときは、区長を経由して、文書等により市に届け出るよう周知する。

指定を解除したときは、市長は、区長を経由して、その旨を施設管理者に対し、文書等により通知する。

(5) 指定情報の共有化と周知

市は、国の定める、避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、国において全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を府に報告する。

また、避難施設の場所など避難を行うために必要な情報を、大阪市のホームページ並びに大阪防災アプリ等を通じて市民に周知する。

5 運送の確保

市は、府と連携して、府が保有する指定（地方）公共機関である運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有するとともに、道路、鉄道、港湾等の輸送施設に関する情報について把握する。

第2節 救援

1 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、救援を実施する場合をかんがみて、関係医療機関のデータベース、備蓄物資のリスト等の基本的資料を準備する。

(2) 関係機関との調整

市は、あらかじめ関係機関と調整を行い、救援に関する措置について円滑に実施できるように、必要な事項を定めておく。

2 安否情報の収集・整理・提供

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の手順等をあらかじめ定め、必要な研修等を行う。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校等、安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておく。

第3節 災害対処

1 被災情報の収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び関係機関への連絡等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

2 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の把握

市は、市域に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、自らの管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応などを参考にして、警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察、海上保安監部との連携を図る。

第3章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市長は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 意義

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び特殊標章等は、それぞれ医療行為及び保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されるとされている。

市長は、これらの標章等の適切な交付及び管理を以下により実施する。

第2節 赤十字標章等

1 内容

(1) 標章

第一追加議定書に規定される特殊標章（白地に赤十字）

(2) 信号

第一追加議定書に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

(3) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は後掲のとおり）

(4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

2 交付及び管理

- (1) 市長は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
- ウ ア及びイに掲げる者からの委託により医療に係る業務を行う者
- (2) 市長は、区域内で医療を行う医療機関又は医療関係者（指定（地方）公共機関を除く。）から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。



（白地に赤十字）

表面

（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD	
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 臨時の	
PERMANENT for TEMPORARY civilian medical personnel	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））
（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

第3節 特殊標章等

1 内容

(1) 特殊標章

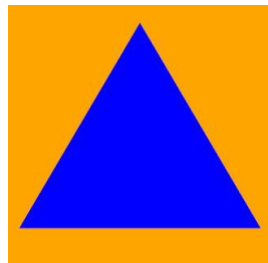
第一追加議定書に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

(3) 識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

2 交付及び管理

- (1) 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

- (ア) 市の職員（消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 市長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 市長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- (ア) 消防長の所轄の消防職員で保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- (ア) 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で保護措置に係る職務を行う者
- (イ) 水防管理者の委託により保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 水防管理者が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- (2) 市長、消防長及び水防管理者は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

第1章**施設の応急復旧****第1節 基本的事項****1 復旧のための体制・資機材の整備**

市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うための体制及び資機材を整備するよう努める。

2 応急復旧の実施

市は、安全の確保に配慮したうえで、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

3 通信手段の確保

市は、保護措置を実施する上で必要な情報通信機器等に障害が生じたときは、予備機への切り替えを行うとともに、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急復旧を行う。

また、復旧措置を講じても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、府を通じて総務省にその状況を報告する。

4 府等に対する支援要請

市は、自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、府知事に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置の支援を求める。

なお、他の市町村との間で、あらかじめ締結された相互応援協定等がある場合などは、その協定等に基づき応援を要請する。

5 主要施設の応急復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保に配慮したうえで、その管理する道路、鉄道施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避

難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第1節 国における所要の法制の整備

国は、国民保護法第171条の規定に基づき、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずることとされ、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃災害による被災状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされていることから、市は、国が示す方針等に従って、府と連携し、市域の復旧を行う。

第2節 所要の法制が整備されるまでの復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまで、次の事項に留意して復旧を行う。

- ア 武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。
- イ 被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。
- ウ 復旧にあたって、その対象となる施設の被害の状況、市及び府が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

第1節 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求**1 国に対する負担金の請求方法**

保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てん**1 損失補償**

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 実費弁償

市は、国民保護法に基づく要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対して、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

3 損害補償

市は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者、並びに、国民保護法に基づく要請又は指示に従って医療を行った医療関係者が、そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

4 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときを除き、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

第1節 市民の権利利益の迅速な救済

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、次に掲げる手続項目について対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第4項)
実費弁償 (法第159条 第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1,2項)
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの。(法第70条第1,3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1,2項)
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)	

第2節 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市公文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、文書を逸失等することがないように、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

用語集

この計画における主な用語の意味及び用法は、次のとおりとする。

用 語	意 味 及 び 用 法
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む）の安否に関する情報をいう。
e－ラーニング	パソコンやインターネットなどを利用した教育。
NBC攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃。核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)の頭文字からNBCという。
大阪市消防局災害活動支援隊	市条例に基づき、大阪市消防局の退職者で構成され、大規模な災害が発生した場合には、消防部長の指揮下で非常勤の嘱託職員として消防職員とともに活動を行う組織。愛称を「フェニックスファイター」という。
化学剤	その毒性によって、人等に対し、死その他の害を引き起こす化学物質。神経剤（サリン、タブン、ソマン、VX 等）、びらん剤（硫黄マスタード、ルイサイト等）、シアン化剤（シアン化水素（青酸）等）、窒息剤（ホスゲン、塩素等）などがある。
危機管理総合情報通信システム	市民への情報伝達をより効果的に行うため、現行の防災行政無線と都市防災情報システムを融合させた、音声・映像・情報による総合的な情報通信システム。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

用 語	意 味 及 び 用 法
緊急対処保護措置	政府の緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が実施する事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号及び国民保護法第 178 条に掲げる措置※その他これらの者が当該措置に関し保護措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 ※緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急処理事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急処理事態の推移に応じて実施する措置。ただし、被害の復旧に関する措置については、緊急処理事態対処方針が廃止された後のものを含む。
国際人道法	武力紛争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状態においても、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として、1949 年のジュネーヴ 4 条約と 1977 年に作成された 2 つの追加議定書がある。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
市	大阪市を指し、特に区別して記載していない場合は、市長及びその他の執行機関を含む。
市長	大阪市長を指す。
市長等	市長及び市の他の執行機関の長を指す。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定（地方）行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。

用 語	意 味 及 び 用 法
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	大阪府の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、府知事が指定するものをいう。
指定（地方）公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自らが守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ4条約のこと。武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした次の4条約の総称。（日本は1953年4月21日に加入。）①陸上の傷病兵の保護に関する第一条約 ②海上の傷病兵・難船者の保護に関する第二条約 ③捕虜の待遇に関する第三条約 ④文民の保護に関する第四条約
生物剤	微生物であって、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するもの。細菌（炭疽菌、ペスト菌等）、ウィルス（天然痘ウィルス等）、リケッチア（Q熱リケッチア）、毒素（ボツリヌス菌毒素等）などがある。
ダーティボム（汚い爆弾）	爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

用 語	意 味 及 び 用 法
第一追加議定書	第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化・複雑化したことを踏まえ、ジュネーヴ条約を補完・拡充するため1977年に作成されたジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締結国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。（日本は2004年8月31日に加入（翌年2月28日発効）。）なお、追加議定書には、このほかに締結国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。
危機管理総合情報システム	大規模災害発生時等に関連情報が錯綜した場合においても、迅速で的確な判断と意思決定を支援するため整備された全庁的な情報システム。市域図上へのグラフィック表示とデータベース機能の融合により、関連情報の収集・配信を円滑に行い、一元管理と共有化を実現することで、本部を中心とした組織的な即応体制を支援する。
退避	国民保護計画における退避とは、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域または場所（屋内を含む。）に逃げることである。
トリアージ	多数の被害者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために被害者の治療優先順位を決定すること。
非常通信協議会	自然災害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るため、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成される連絡会。
避難	国民保護計画における避難とは、国対策本部長が住民を要避難地域から避難先地域へ、知事の避難指示を通じて住民を安全な場所に移動させることである。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む）をいう。

用 語	意 味 及 び 用 法
避難住民等	要避難地域において避難の指示を受けた住民（当該地域に滞在する者を含む）及び武力攻撃災害による被災者をいう。
府	大阪府を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
府知事	大阪府知事を指す。
府知事等	大阪府知事及び府の他の執行機関の長を指す。
物価情報ネットワーク	インターネットを介して内閣府と地方公共団体間及び地方公共団体相互間で物価に関するさまざまな情報を交換するシステム。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。
防災行政無線	大規模災害発生時等に有線通信が途絶した場合においても、情報連絡体制を確保し、災害対策活動が的確に実施できるよう整備された全市的な自営通信設備。ホットライン、一斉指令、複数の通信所からの同報通報機能など、本部における音声による端的な情報収集と伝達が、迅速かつ円滑に行える。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。